

朝日村一般廃棄物処理基本計画

令和7年12月

朝 日 村

目次

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第2章 村の概況	3
第1節 地域特性	3
1 位置・地勢	3
2 人口	4
3 産業	6
4 土地利用の状況	7
第2節 村の関連計画・関連事業	8
1 総合計画	8
2 環境基本計画	9

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	13
第1節 ごみ処理の区分と体制	13
1 ごみ処理フロー	13
2 収集・搬入の状況	14
3 処理手数料	15
4 補助制度	15
第2節 ごみ処理の現状	16
1 ごみ排出量	16
2 施設の概要	18
第3節 ごみの組成	23
第4節 ごみ処理に係る経費	24
第5節 長野県目標の達成状況	25
第6節 他自治体との比較	25
1 全国及び長野県との比較	25
2 ごみ処理の評価	26
第7節 ごみ処理行政の動向	27
1 主な法律の制定	27
2 国の動き	27
3 長野県の動き	28
3 広域的取組の推進	29
第8節 ごみ処理に関する課題の抽出	31

1 ごみの減量化・資源化.....	31
2 啓発の強化.....	31
3 収集運搬体制の見直し.....	31
4 中間処理体制の課題.....	32
5 最終処分体制の課題.....	32
6 ごみ処理経費の適正化.....	32
7 不法投棄・ポイ捨て対策.....	32
8 災害廃棄物対策.....	33
第2章 ごみの将来予測.....	34
第1節 人口及び総排出量の予測.....	34
1 将来人口.....	34
2 ごみ排出量の見込み.....	35
第3章 ごみ処理基本計画.....	37
第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針.....	37
1 ごみ処理の基本理念.....	37
2 ごみ処理の基本方針.....	37
第2節 数値目標.....	38
1 数値目標の設定.....	38
2 目標達成ケースの考え方.....	38
第3節 目標達成時の推計.....	39
1 ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）.....	39
2 現状推移と目標達成ケースとの比較.....	41
第4節 目標達成に向けた基本施策.....	42
基本方針1 4Rの徹底によるごみの発生抑制と資源循環の推進.....	43
基本方針2 わかりやすい情報提供と住民参加による行動変容の促進.....	43
基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築と適正処理の徹底.....	44
第5節 重点施策.....	46
1 食品ロスの削減.....	46
2 プラスチックごみの削減と品質確保.....	46
3 効果的な情報提供と住民行動の誘導.....	47

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題.....	51
第1節 生活排水処理の現状.....	51
1 生活排水処理フロー.....	51
2 処理主体.....	51
処理施設の種類.....	51
対象となる排水の種類.....	51
処理主体.....	51

公共下水道（特定環境保全公共下水道）	51
し尿、生活雑排水.....	51
朝日村	51
浄化槽.....	51
し尿、生活雑排水 ^{注)}	51
個人等.....	51
し尿処理施設（塩尻市衛生センター）	51
し尿、浄化槽汚泥.....	51
塩尻市	51
3 生活排水処理形態別人口	52
4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制	53
5 施設の概要	53
6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	54
第2節 生活排水処理に係る経費	55
第3節 生活排水処理に関する課題の抽出	56
1 公共下水道への接続の促進	56
2 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	56
3 浄化槽の適正な維持管理	56
4 処理体制の効率化	56
第2章 生活排水処理基本計画	57
第1節 生活排水処理の基本理念と基本方針	57
1 生活排水処理の基本理念	57
2 生活排水処理の基本方針	57
第2節 数値目標	58
1 数値目標の設定	58
第2節 生活排水処理形態別人口、し尿等処理量の見込み	58
1 生活排水処理形態別人口の見込み	58
2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み	59
第3節 生活排水処理の基本施策	60
基本方針1 排水処理施設の適切な維持管理と計画的な更新	60
基本方針2 下水道への接続促進と排水処理の確実な実施	60
基本方針3 区域外での合併処理浄化槽の適切な整備・運用	60

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

朝日村（以下「本村」といいます。）では、昭和48年7月に「塩尻・朝日衛生施設組合」を設立し、塩尻市との間でごみの共同処理を開始しました。平成24年4月からは、松本市、塩尻市、山形村とともに「松塩地区広域施設組合」を構成し、引き続き広域でのごみ処理を行っています。

こうした広域的な連携のもと、ごみ処理体制を維持してきた一方で、近年は、国における資源循環制度の見直しや、ごみ処理施設の老朽化、生ごみの減量、さらにはリチウムイオン電池の分別収集への対応など、新たな課題が顕在化しています。

本村は、1人1日当たりのごみ排出量が少なく、リサイクル率も高いなど、ごみ処理において全国的に見ても優れた成果を上げてきました。しかしながら、可燃ごみに多く含まれる生ごみの減量化は依然として大きな課題です。加えて、適切な分別を行わないと火災事故等のリスクが高まるリチウムイオン電池についても、分別の徹底と収集体制の整備が求められています。

また、共同で使用している「松本クリーンセンター」は、基幹的設備改良を経て稼働を継続しているものの、稼働年数の経過に伴い老朽化や維持管理費の増加といった課題を抱えており、将来的な施設更新を見据えた対応も必要です。

このような背景のもと、本村では「朝日村一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、村の実情や広域処理の枠組みに即した今後のごみ処理のあり方を整理します。本計画を通じて、持続可能な循環型社会の形成と生活環境の保全を図ることを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定され、本村における廃棄物行政の総合的な指針としての役割を担うものです。

ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されており、一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方と、これを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、関係法令や国・県の制度等を踏まえつつ、本村の上位計画との整合を図りながら、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的としています。

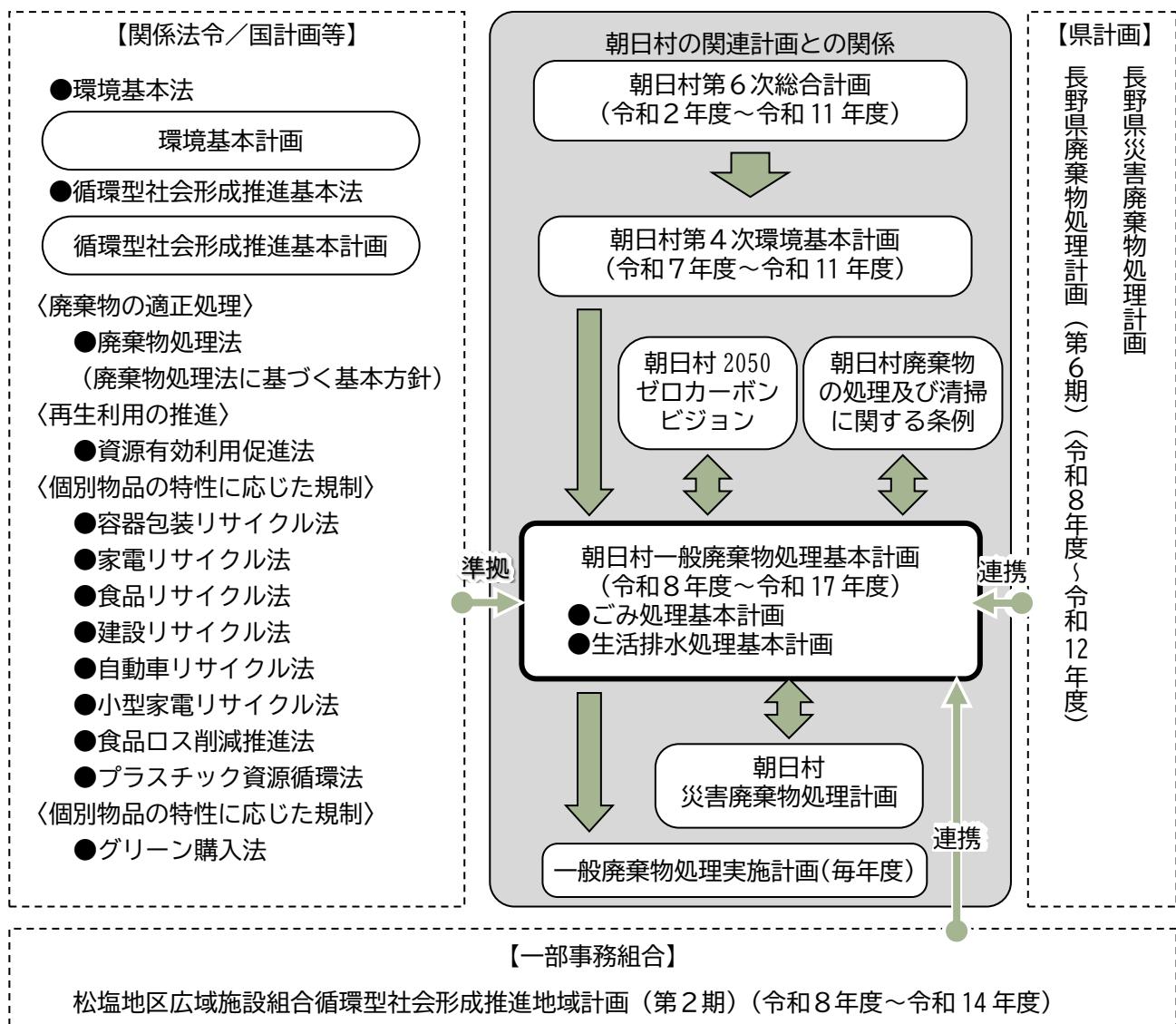


図1－1－1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は10年間とし、計画の最終目標年度は令和17年度とします。計画策定後から5年後に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変化があった場合も見直しを行います。

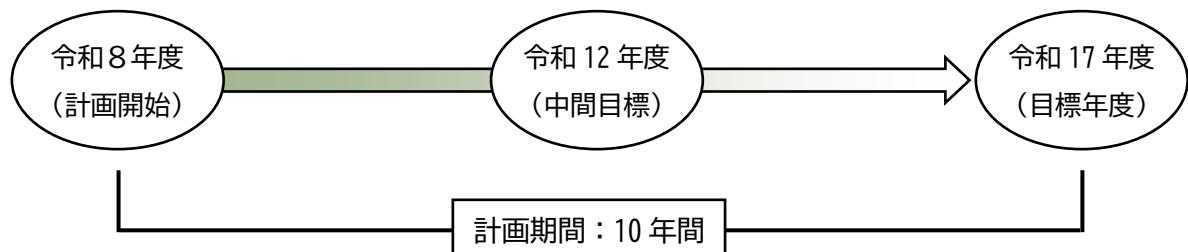


図1－1－2 計画期間

第2章 村の概況

第1節 地域特性

1 位置・地勢

本村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市及び山形村、西は松本市、南に木祖村と接しています。村域は東西 15.84km、南北 9.89km で、面積の 87%を山林が占めています。

平坦地の標高は 740m から 900m で、北アルプスと中央アルプスが接する位置に鉢盛山(2,447m)を背後に、北東方向に緩やかに傾斜した扇状地となっています。この扇状地に住居地や耕地が広がり、村の主要な生活圏を形成しています。

また、鉢盛山を源流とする鎖川は、野俣沢・中俣沢・樅俣沢など5つの主要支流を合わせながら村の中央部を流れています。鎖川は沿岸の耕地を潤しつつ奈良井川へと注いでおり、村の自然環境や農業に重要な役割を果たしています。

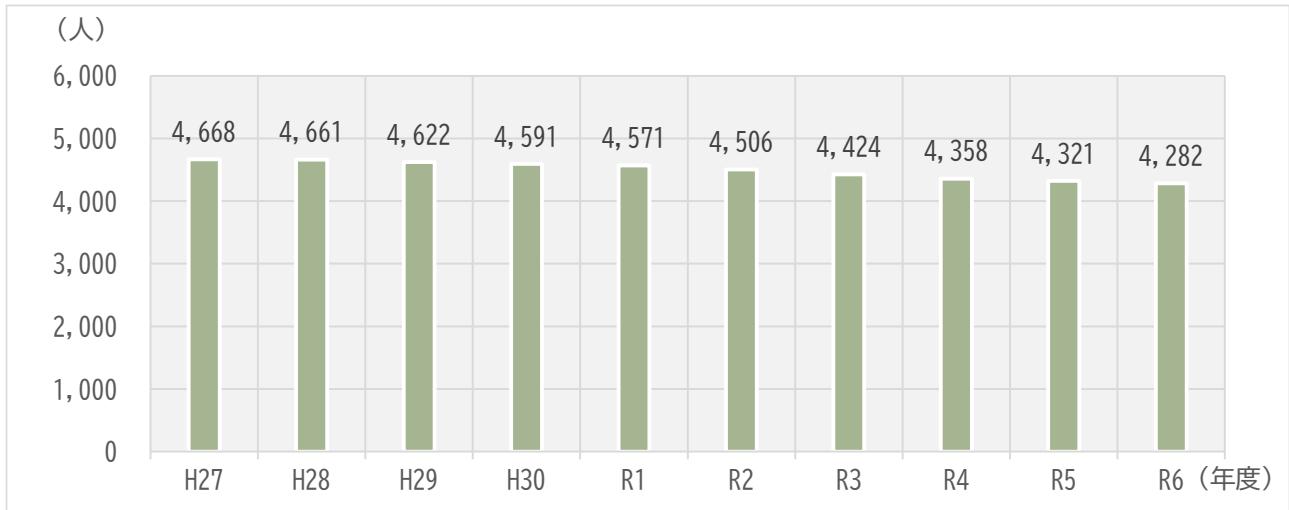


図1－2－1 朝日村の位置

2 人口

(1) 人口及び世帯数

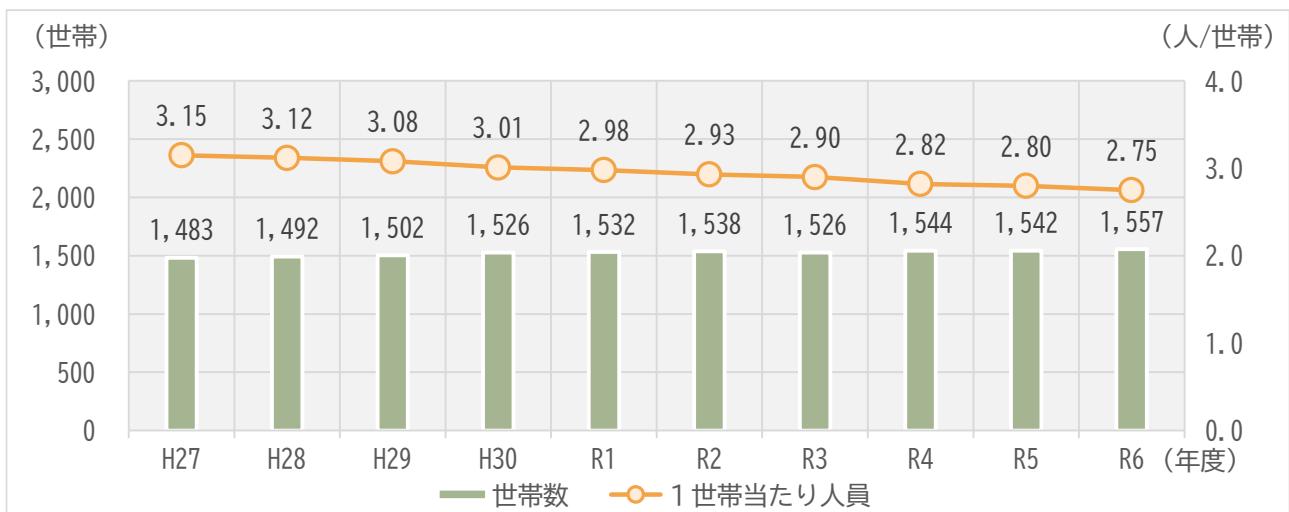
本村の人口は減少傾向にあり、令和6年10月1日現在、4,282人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯当たり人員は減少が続いています。



注) 各年10月1日現在

出典：「住民基本台帳」

図1－2－2 人口の推移



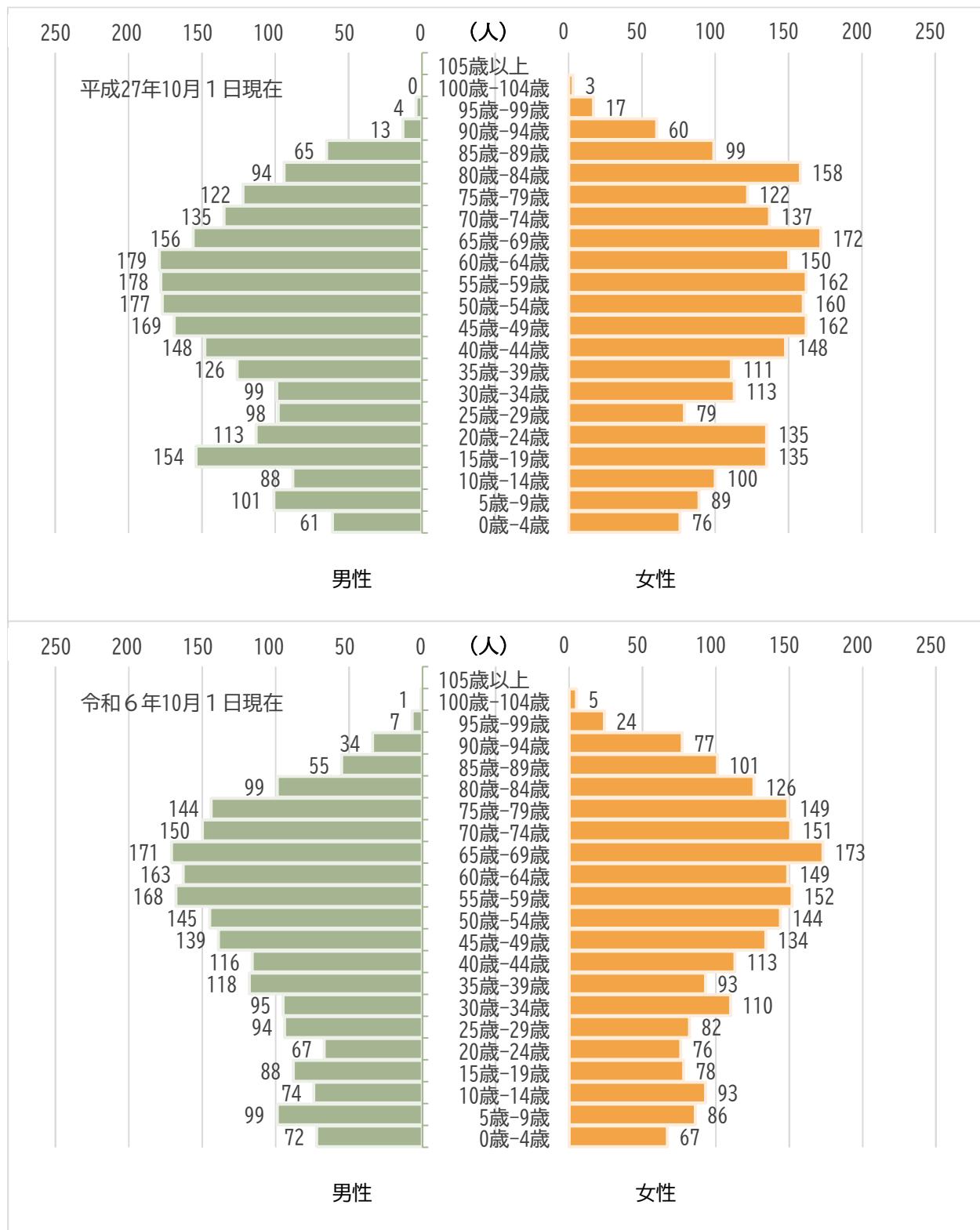
注) 各年10月1日現在

出典：「住民基本台帳」

図1－2－3 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

(2) 年齢階級別人口

平成 27 年度と比較すると、令和 6 年度の人口は 386 人減少しています。一方、75 歳以上の人口は 65 人増加し、高齢者層の割合は着実に増加しています。今後も 75 歳以上の人口の増加が続くと見込まれ、本村では引き続き高齢化が進展する見通しです。



出典：「住民基本台帳」

図1－2－4 年齢階級別人口の比較（上：平成 27 年 10 月 1 日現在、下：令和 6 年 10 月 1 日現在）

3 産業

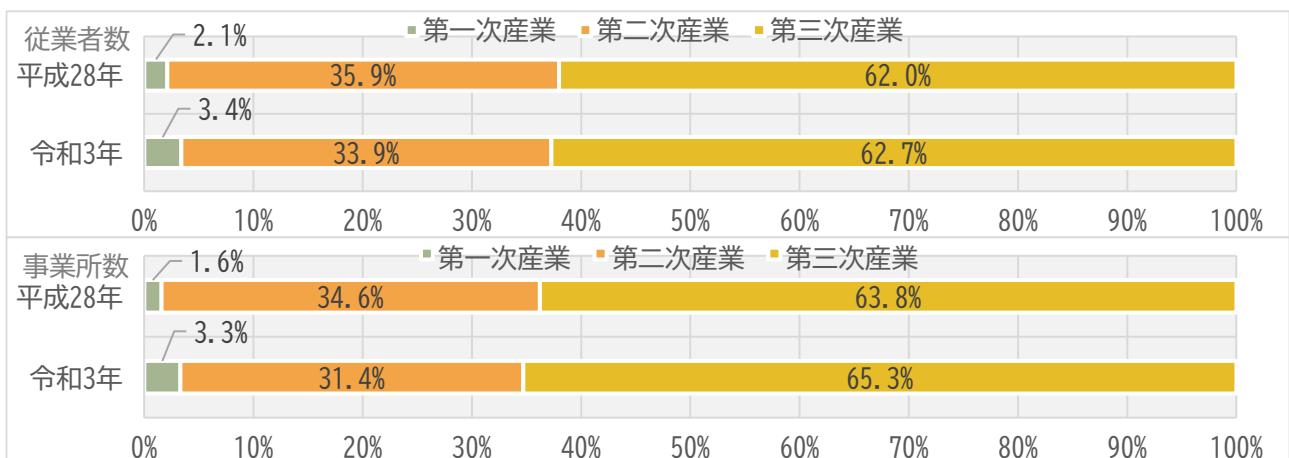
令和3年における本村の従業者数は1,030人、事業所数は121事業所となっており、平成28年度と比べると従業者数は15.8%、事業所数は4.7%減少しています。産業別に見ると、従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「運輸業・郵便業」「医療・福祉」が続いています。事業所数についても同様の傾向がみられます。

しかし、これらの主要産業の状況を平成28年度と比較すると、従業者数では「製造業」が22.1%、「医療・福祉」が15.0%と、いずれも2桁の大幅な減少となっています。事業所数では、「運輸業・郵便業」が10.0%減少する一方、「医療・福祉」は8.3%増加しており、産業ごとに動向が異なる状況がみられます。

表1－2－1 産業別従業者数及び事業所数

産業別大分類	平成28年		令和3年		対平成28年比	
	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数	事業所数
総数	1,224	127	1,030	121	▲15.8%	▲4.7%
第一次産業	26	2	35	4	34.6%	100.0%
農林漁業	26	2	35	4	34.6%	100.0%
第二次産業	439	44	349	38	▲20.5%	▲13.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	46	19	43	14	▲6.5%	▲26.3%
製造業	393	25	306	24	▲22.1%	▲4.0%
第三次産業	759	81	646	79	▲14.9%	▲2.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	98	1	36	1	▲63.3%	0.0%
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	235	10	215	9	▲8.5%	▲10.0%
卸売業、小売業	139	25	136	26	▲2.2%	4.0%
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品貯蔵業	3	2	2	1	▲33.3%	▲50.0%
学術研究、専門・技術サービス業	13	4	5	3	▲61.5%	▲25.0%
宿泊業、飲食サービス業	29	10	40	11	37.9%	10.0%
生活関連サービス業、娯楽業	6	5	4	3	▲33.3%	▲40.0%
教育、学習支援業	6	5	4	4	▲33.3%	▲20.0%
医療、福祉	167	12	142	13	▲15.0%	8.3%
複合サービス事業	48	2	45	2	▲6.3%	0.0%
サービス業(他に分類されないもの)	15	5	17	6	13.3%	20.0%

出典：「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査」



出典：「平成28年経済センサス-活動調査」、「令和3年経済センサス-活動調査」

図1-2-5 産業別従業者数及び事業所数（上：従業者数、下：事業所数）

4 土地利用の状況

本村の面積は約 70.6km^2 です。地目別に土地利用の割合をみると、「山林」が 70.7%と最も多く、次いで、「その他」が 19.5%、「畑」が 6.1%と続いています。

なお、地目別の「山林」には保安林は含まれず、「その他」に区分されています。一方、「1 位置・地勢」に記載している「山林」には保安林が含まれているため、両者の面積割合は異なっています。

表1－2－2 土地利用の状況

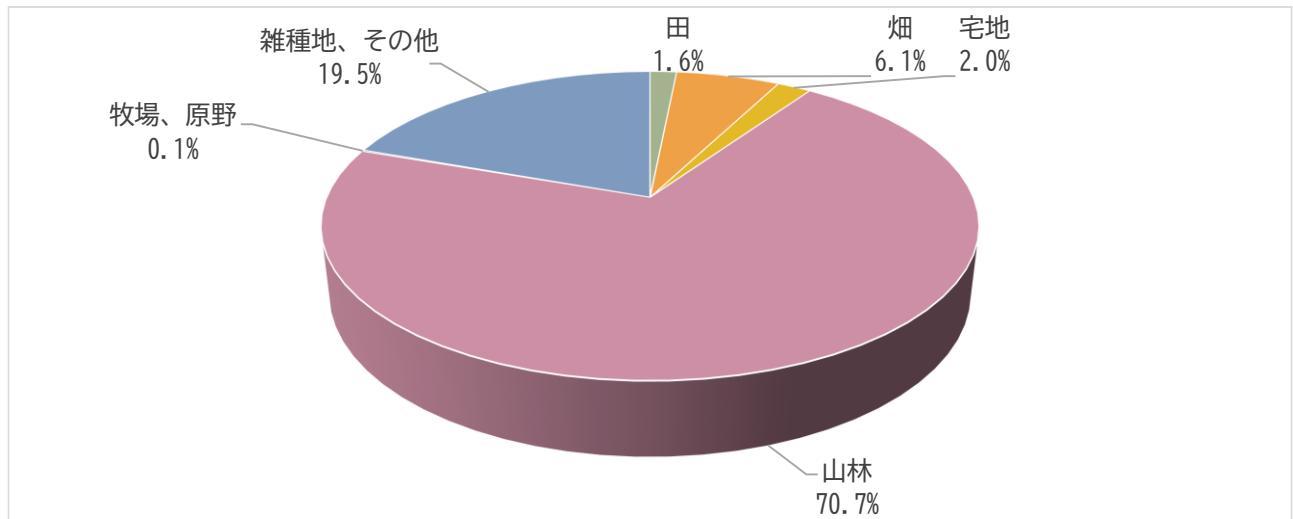
単位： km^2

項目	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
面積	70.6	1.1	4.3	1.4	49.9	0.1	13.8
	100.0%	1.6%	6.1%	2.0%	70.7%	0.1%	19.5%

注1) 令和6年1月1日現在

注2) 保安林は、「その他」に含まれています。

出典：「長野県勢要覧令和6年(2024年)版」



注) 令和6年1月1日現在

出典：「長野県勢要覧令和6年(2024年)版」

図1－2－6 地目別土地利用の割合

第2節 村の関連計画・関連事業

1 総合計画

本村では、「朝日村第6次総合計画」を村の最上位計画として位置付け、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の縮小など、村を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来のむらづくりの方向性を示しています。住民ニーズの高度化・多様化に対応するとともに、住民参画と協働を重視し、持続可能な行政運営を進める目的としています。

本計画は、令和2年度からの10年間の村の将来像を示す基本構想、施策を具体化する基本計画、事業化を図る実施計画の3層で構成されます。基本構想では、「人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村」を将来像として掲げ、健康や福祉、子育て、教育、自然環境など、村がめざす価値を明確にしています。また、人口フレームは「朝日村人口ビジョン」として再設定し、将来の人口展望を示しています。

基本構想では、むらづくりの基本理念として、「村の自然や風景、資源を生かし、次世代に残すむらづくり」「住民の声を聴き、住民の生活に寄り添うむらづくり」「住民の参画による、協働のむらづくり」「創意工夫により、計画的で安定したむらづくり」「愛着や誇りが持てるむらづくり」の5つを掲げ、すべての取組の根幹としています。

さらに、基本計画では、将来像を実現するための施策を体系的に整理し、村民・事業者・行政の役割を明確化するとともに、指標を設定して実効性を高めています。重点施策は「第2期朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、人口減少への対応を強化します。

表1－2－3 総合計画の基本構想、基本計画

項目	内容	
基本構想	めざす村の姿	人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村
	むらづくりの基本理念	①村の自然や風景、資源を生かし、次世代に残すむらづくり
		②住民の声を聴き、住民の生活に寄り添うむらづくり
		③住民の参画による、協働のむらづくり
		④創意工夫により、計画的で安定したむらづくり
基本計画（総合戦略）	2060年の朝日村の 「チャレンジ目標人口」	3,100人
	基本戦略	基本戦略1 来たい、住みたい、魅力あふれるむらづくり
		基本戦略2 人の活躍×地域らしさを活かしたむらづくり
		基本戦略3 安らぎを感じ、心豊かに暮らせるむらづくり
		基本戦略4 支え合い、次世代につなぐむらづくり

2 環境基本計画

「朝日村第4次環境基本計画」は、環境基本条例に基づき策定してきたこれまでの環境基本計画を継承しつつ、第6次総合計画の方針を踏まえ、今後5年間に取り組むべき環境施策を示すものです。生活環境、自然環境、地球環境に関するこれまでの施策の成果や課題、村民意識、そして近年の環境をめぐる情勢を整理し、朝日村として持続可能な環境づくりを推進する指針として位置づけています。また、本計画は国の第六次環境基本計画や長野県の第五次環境基本計画と整合を図り、村民・事業者・行政が協力して取り組む環境政策の方向性を示しています。

基本理念として、「村民が豊かな自然と共生し、資源の効率的な利用を進め持続可能な郷土を築き、将来世代に良い環境を残します」を掲げ、自然に寄り添う暮らし、持続可能な社会の構築、未来への環境継承を重視しています。5つの「取組」を軸に進めることにより、村民が安心して暮らせる健全な環境の実現を目指しています。

表1－2－4 環境基本計画の基本理念

村民が豊かな自然と共生し、資源の効率的な利用を進め持続可能な郷土を築き、
将来世代に良い環境を残します

表1－2－5 環境基本計画の施策体系

取組	基本目標	具体的な施策
1 2050 ゼロカーボンの実現に向けた取組の推進	温室効果ガスの削減のため、村民・事業者・行政が協力して行動します。	省エネルギーの推進
		再生可能エネルギーの導入促進
		森林整備による CO ₂ の吸収の推進
2 水環境・大気環境の保全	きれいでおいしい水・空気を保ち、村民の健康で豊かな暮らしを守ります	地下水の涵養と水資源の適切な利活用 風食防止対策・野焼き防止対策の推進
3 自然環境・生物多様性の保全	多様な生物が生育・生息する環境を維持し、豊かな自然と村民が共生する村づくりを進めます	農地の保全、有害鳥獣対策、水辺環境の保全
		生物多様性の保全
		動物愛護の促進
4 環境負荷の少ない循環型社会の形成	村民一人ひとりが4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を常に意識して行動します	4Rの推進による廃棄物の排出抑制の推進
		廃棄物の不法投棄の撲滅
5 環境学習・環境活動の充実	村民の誰もが自然に親しみ、環境への理解を深め、自ら行動する意識を高めます	環境問題に対し村民が共に学ぶ環境学習の充実
		地域住民・事業者等との連携による環境保全活動の推進

注) 太枠内の取組、基本目標、具体的な施策は、本計画との関連が深いことを示しています。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1 ごみ処理フロー

本村で発生するごみは、以下の流れで処理されています。

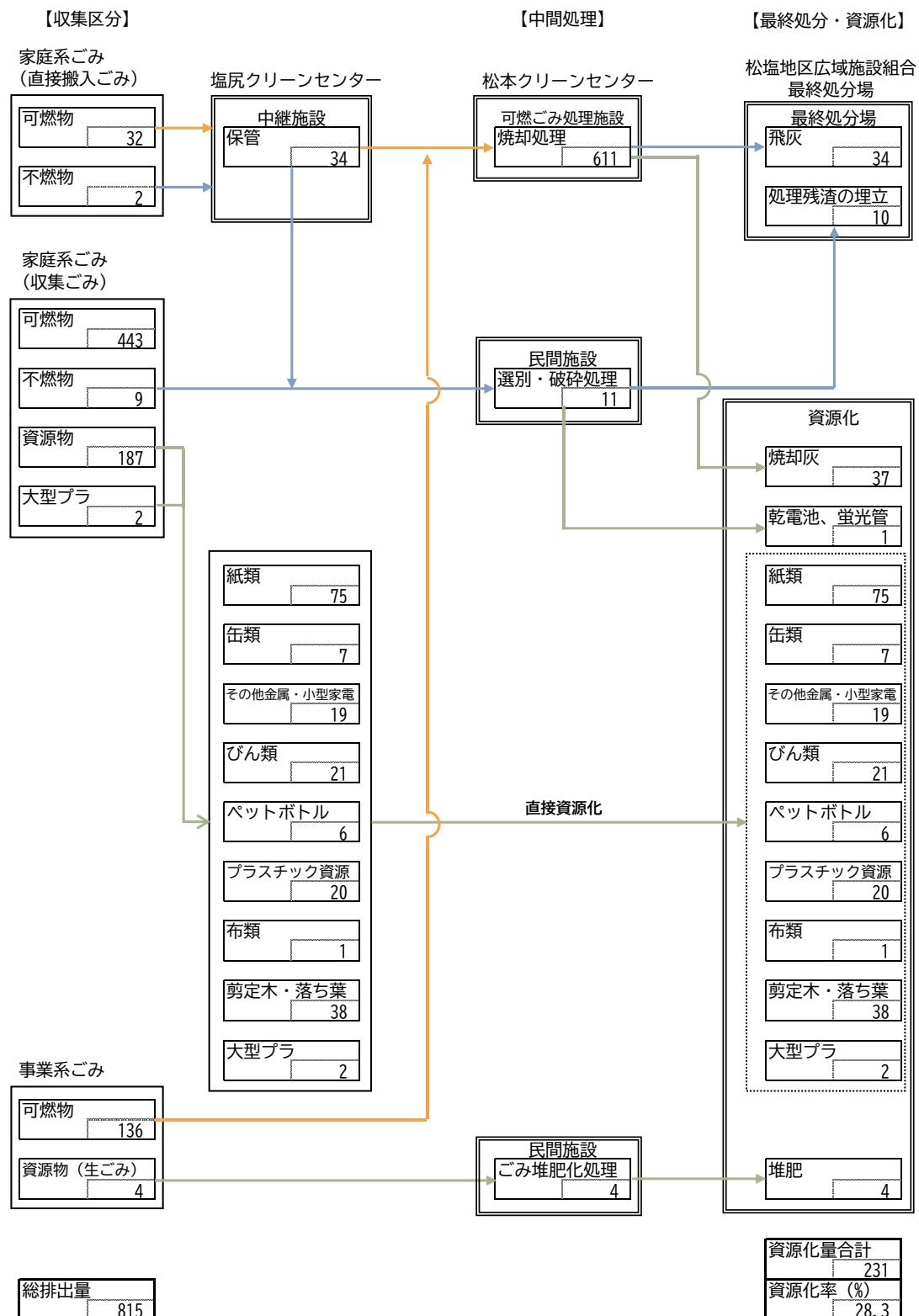


図2－1－1 ごみ処理フロー（令和6年度）

2 収集・搬入の状況

本村で排出されるごみや資源物は、ごみステーションへ排出されます。もえるごみ、うめたてごみ、プラスチック資源については、指定袋に入れて排出する必要があります。事業所から排出されるもえるごみは、村の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託する方法で排出されます。

また、資源物の持ち込みはできませんが、ごみについては塩尻クリーンセンターへ直接搬入することも可能です（直接搬入の場合も分別方法は同じです）。

表2－1－1 ごみの分別区分

分別区分		収集方法 回数	搬入先	
可燃物 (もえるごみ)	生ごみ、紙類（資源にならないもの）、布類（資源にならない古着等）、板類、革類・ゴム類・ペット糞尿など、ふとん類、落ち葉	委託収集 ^{注2)} (週2回)	松本クリーンセンター	
不燃物 (うめたてごみ)	茶碗・皿等、ガラス器、板ガラス、植木鉢（陶器製）、花びん、電球・グローランプ、LED、アルミガード	委託収集 ^{注2)} (年6回)	松塙地区広域施設組合最終処分場	
不燃物 (有害物)	乾電池、水銀温度計、水銀体温計、電球型蛍光管、使い切りライター、蛍光管	委託収集 ^{注2)} (年6回)	松塙地区広域施設組合最終処分場	
資源物	プラスチック資源	委託収集 ^{注2)} (週1回)	民間施設	
	紙類	委託収集 ^{注3)} (月2回)	民間施設	
	ペットボトル	委託収集 ^{注3)} (月1回)	民間施設	
	缶類・びん・布類	委託収集 ^{注3)} (年6回)	民間施設	
	その他金属・小型家電	剪定木・落ち葉	委託収集 ^{注2)} (年15回)	民間施設
	てんぷら油	てんぷら油	委託収集 ^{注2)} (年3回)	民間施設
	大型プラ	ざる（ボウル）、水切りカゴ、漬物おけ、風呂フタ、風呂イス、洗面器（たらい、手桶）、ベビーバス、バケツ、ちりとり、ごみ箱、収納BOX、書類ケース、かご、ジョウロ、植木鉢（プランター）、ポリタンク、そり、コンテナ、冷水ポット、まな板、お盆、照明カバー、クーラーボックス、ホイールカバー	委託 ^{注3)} (年2回)	民間施設
もえるごみ、うめたてごみ、剪定木、可燃さい断ごみ、有害物、炭・燃え殻・灰、ふとん、じゅうたん、ポリタンク、資源にならない古着類、たたみ、ベビーカー、汚れた発砲スチロール類、スキー用品、チャイルドシート、木製品、プラスチック製の雪かき、そり		直接搬入	塩尻クリーンセンター	
事業系ごみ（可燃物）		許可業者による収集	松本クリーンセンター	

注1) 令和7年4月1日現在

注2) 委託（塩尻市）

注3) 委託（民間業者）

3 処理手数料

(1) 収集ごみ

本村では、ごみ処理に必要な費用の一部を住民が負担する仕組みとして、処理手数料の有料化を導入しています。

「もえるごみ」と「うめたてごみ」については、袋の大きさに応じた処理手数料を設定し、指定袋の価格に反映しています。

表2－1－2 指定袋1枚当たりの処理手数料

ごみ・資源物の種類	袋の大きさ (小)	袋の大きさ (中)	袋の大きさ (大)
もえるごみ	15円/袋(14L)	30円/袋(25L)	60円/袋(45L)
うめたてごみ	15円/袋(8L)	30円/袋(18L)	60円/袋(30L)
プラスチック資源	—	—	手数料なし

(2) 直接搬入ごみ

塩尻クリーンセンターへ直接搬入する場合の処理手数料は、「もえるごみ」「うめたてごみ」とともに10kg当たり150円に設定しています。

4 補助制度

(1) 一般廃棄物収集施設設置補助金

地域の適正なごみ排出を促進するため、一般廃棄物収集施設（自治会等が設置するごみステーション）に対して補助を行っています。本補助制度は、地域住民の利便性向上と適正排出の確保を図ることを目的としています。

補助は、新設の場合は30万円、補修の場合は5万円をそれぞれ限度として交付します。

表2－1－3 一般廃棄物収集施設設置補助金の額

事業の種類	補助金の額
施設の新設	30万円を限度
施設の補修	5万円を限度

(2) 生ごみ処理機購入補助金

家庭から排出される「もえるごみ」を減量するとともに、地域の自然環境を生かした自家処理を推進し、環境意識の向上を図ることを目的として、生ごみ処理機等の購入に対する補助を行っています。

表2－1－4 生ごみ処理機購入補助金の額

対象品目	補助金の額
生ごみ処理機、コンポスター、ぼかし用容器	購入金額（消費税含む）の2分の1以内（上限3万円）

注1) 商品の金額は3千円以上（消費税を含む）のもの。

注2) 対象品目の耐用年数については、購入した日から生ごみ処理機は6年、コンポスター・ぼかし用容器は3年とし、この期間内は、再申請できません。

第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ排出量

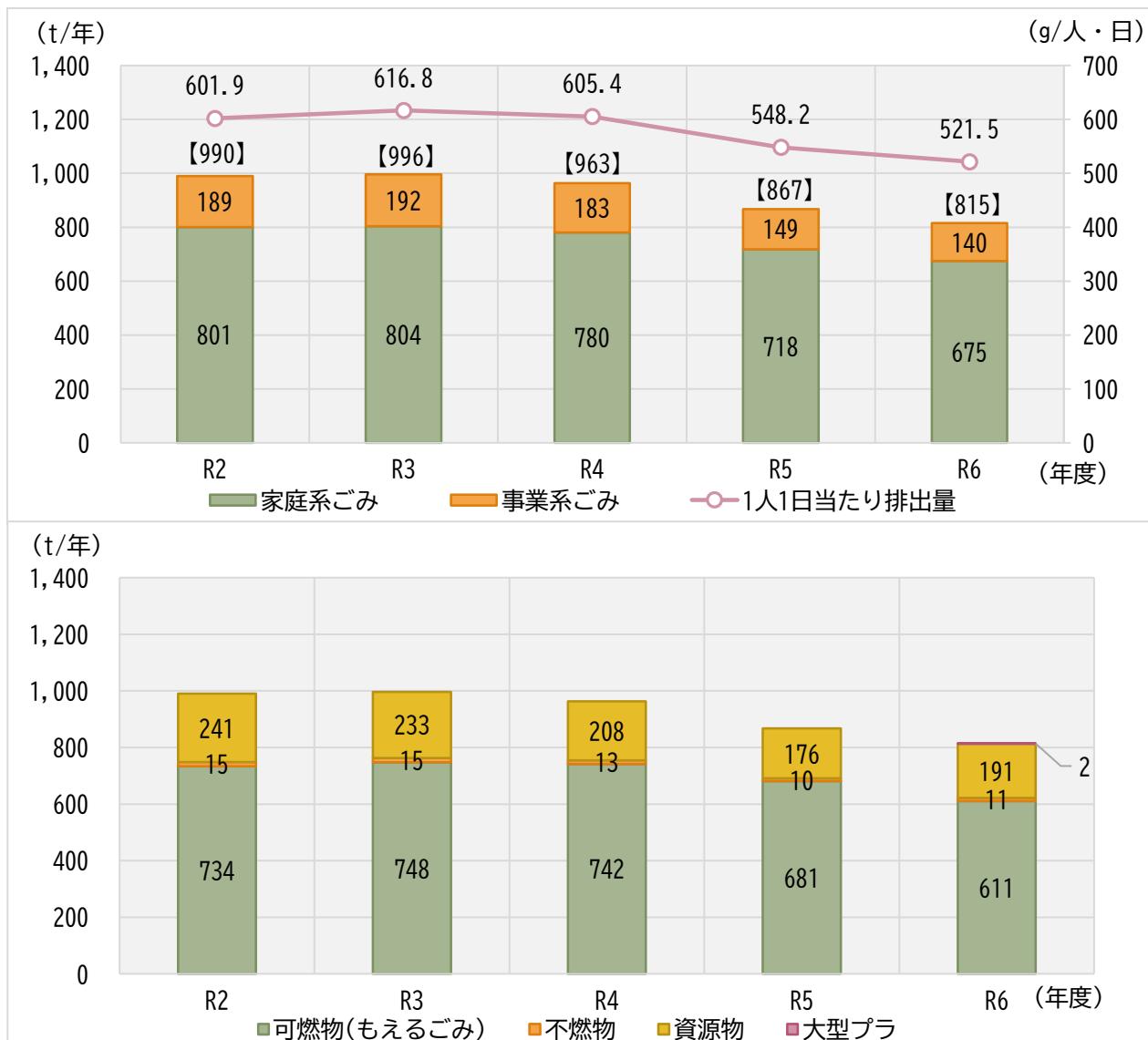
本村のごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度は、家庭系ごみが675t、事業系ごみが140tとなっています。

令和5年度から令和6年度にかけて、特に家庭ごみの排出量が減少していますが、これは、物価高による消費活動の低迷が背景にある可能性があります。

1人1日当たりのごみ排出量についても同様の傾向にあり、令和6年度は521.5g/人・日となっています。

ごみの種類別にみると、もえるごみは令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度は611tとなっています。資源物は令和2年度以降減少傾向にありましたが、令和6年度には前年度よりわずかに増加し、191tとなっています。その他金属・小型家電及び剪定木・落ち葉の排出量がこの増加の要因となっています。

なお、ごみ排出量の詳細な内訳は、表2-1-5に示します。



注)【】内は、総排出量を示しています。

図2-1-2 ごみ排出量の推移（上：排出源別排出量、下：種類別排出量）

表2－1－5 ごみ排出量の推移

区分	単位	実績値					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
人口	人	4,506	4,424	4,358	4,321	4,282	
ごみ排出量	総排出量	t/年	990	996	963	867	815
	家庭系ごみ排出量	t/年	801	804	780	718	675
	収集ごみ	t/年	743	747	730	678	641
	可燃物（もえるごみ）	t/年	492	504	514	496	443
	不燃物	t/年	13	13	11	9	9
	資源物	t/年	238	230	205	173	187
	大型プラ	t/年	0	0	0	0	2
	直接搬入ごみ	t/年	58	57	50	40	34
	可燃物（もえるごみ）	t/年	56	55	48	39	32
	不燃物（うめたてごみ）	t/年	2	2	2	1	2
	事業系ごみ排出量	t/年	189	192	183	149	140
	可燃物（収集）	t/年	186	189	180	146	136
	資源物（生ごみ）	t/年	3	3	3	3	4
1人1日当たり	総排出量	g/人・日	601.9	616.8	605.4	548.2	521.5
	家庭系ごみ排出量	g/人・日	487.0	497.9	490.4	454.0	431.9
	収集ごみ	g/人・日	451.8	462.6	458.9	428.7	410.1
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	299.1	312.1	323.1	313.6	283.4
	不燃物	g/人・日	7.9	8.1	6.9	5.7	5.8
	資源物	g/人・日	144.7	142.4	128.9	109.4	119.6
	大型プラ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
	直接搬入ごみ	g/人・日	35.3	35.3	31.4	25.3	21.8
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	34.0	34.1	30.2	24.7	20.5
	不燃物（うめたてごみ）	g/人・日	1.2	1.2	1.3	0.6	1.3
	事業系ごみ排出量	g/人・日	114.9	118.9	115.0	94.2	89.6
	可燃物（収集）	g/人・日	113.1	117.0	113.2	92.3	87.0
	資源物（生ごみ）	g/人・日	1.8	1.9	1.9	1.9	2.6

注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

2 施設の概要

(1) 中間処理施設

ア 焼却処理

本村のもえるごみは、松塩地区広域施設組合が管理する松本クリーンセンターで焼却処理しています。

なお、処理残渣として発生する焼却灰と飛灰のうち、焼却灰については、民間委託により資源化しています。

松本クリーンセンターは平成11年に供用を開始し、平成26年度～平成29年度には基幹的設備改良事業により10年程度の延命化が行われました。しかし、今後施設の老朽化による処理能力の低下や補修費の増加が見込まれています。

表2－1－6 中間処理施設の概要

施設名称	松本クリーンセンター（可燃ごみ処理施設）
管理運営	松塩地区広域施設組合
竣工年月	平成11年4月
所在地	松本市大字島内 7576番地1
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカー炉）
処理能力	450t/日（150t/24h×3炉）
余熱利用	蒸気タービンによる発電、熱利用（場内給湯、冷暖房、温水プール）
焼却対象物	可燃ごみ、可燃性処理残渣、し尿処理残渣（し尿夾雜物及び脱水汚泥）
対象区域	松本市、塩尻市、山形村及び朝日村
その他	基幹的設備改良事業（平成26年度～平成29年度）

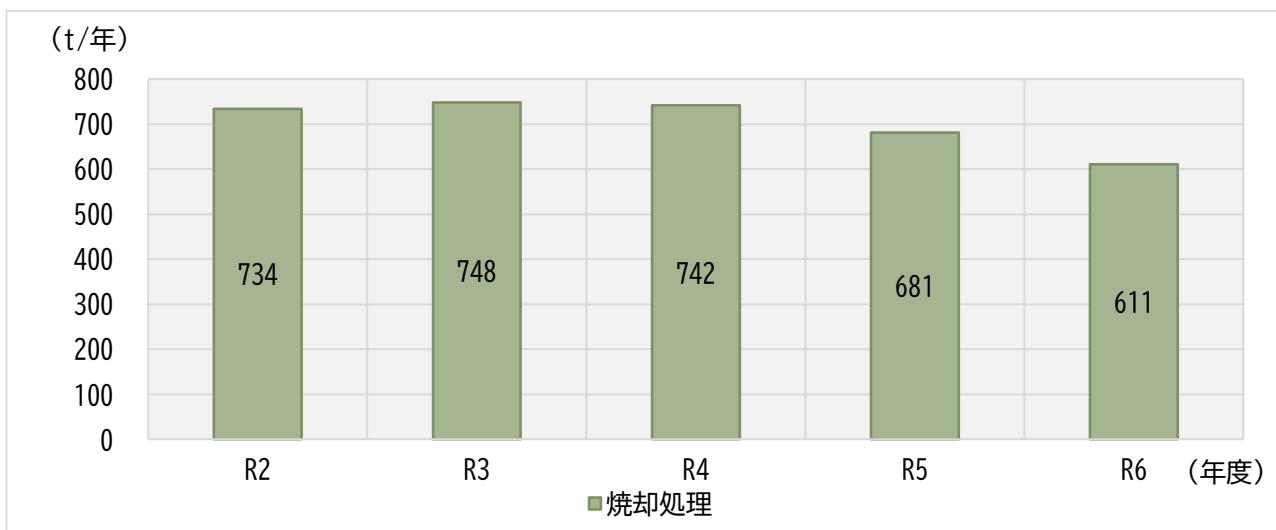


図2－1－3 ごみ焼却処理量の推移

イ その他中間処理

本村の不燃物（粗大ごみを含む）は、塩尻市に処理を委託しています。

また、給食で発生する生ごみについては、民間委託により堆肥化しています。

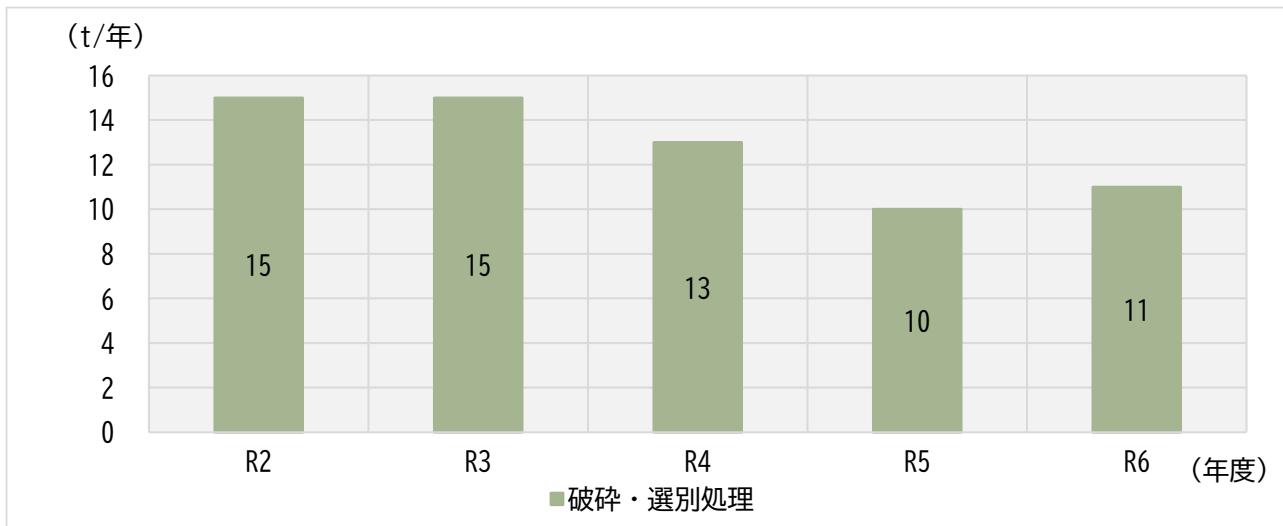


図2－1－4 碎・選別処理量の推移

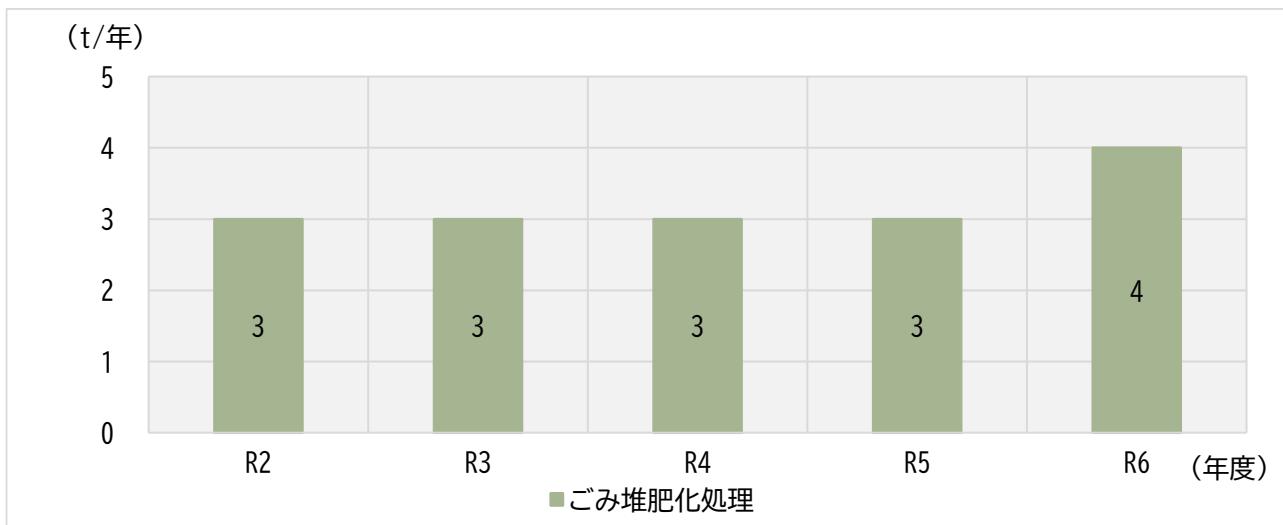


図2－1－5 ごみ堆肥化処理量の推移

ウ 資源化

資源物は民間事業者に委託し、選別・処理を実施しています。プラスチック資源・ペットボトルについては、(公財)日本容器包装リサイクル協会のルートを通じて資源化しています。

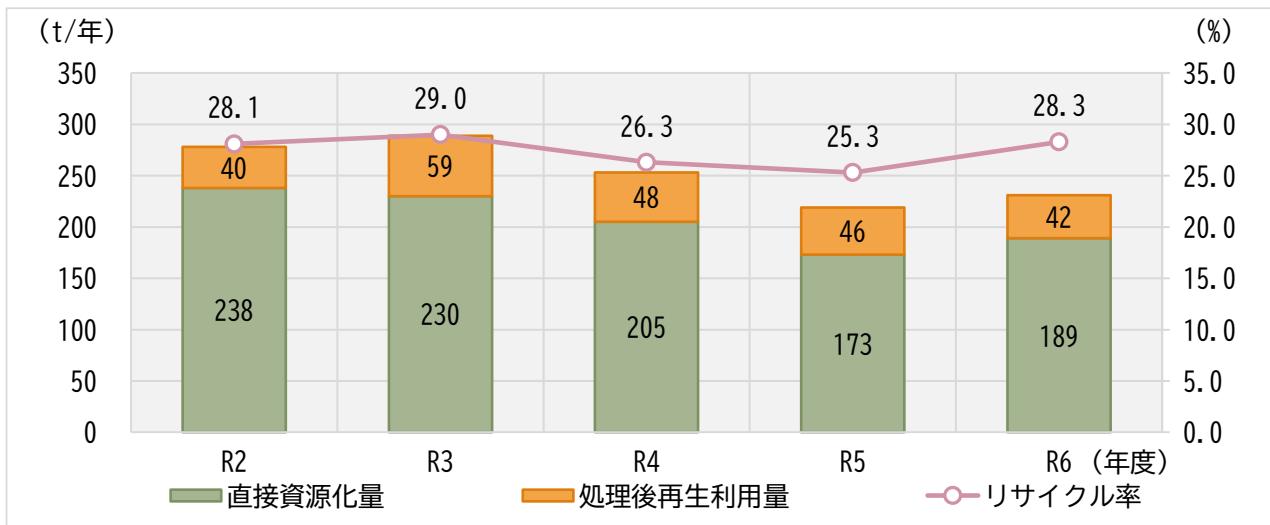


図2－1－6 資源化量及び資源化率の推移

(2) 最終処分場

焼却後に発生する飛灰や、不燃物処理後に残る不燃性処理残渣は、松塩地区広域施設組合が管理する「新最終処分場」で埋立処分します。

表2－1－7 最終処分場の概要

施設名称	松塩地区広域施設組合 新最終処分場（管理型最終処分場）
管理運営	松塩地区広域施設組合
竣工年月	平成18年3月
所在地	東筑摩郡朝日村大字小野沢475番地1
埋立面積	7,400m ²
埋立容量	42,700m ³
処理能力(浸出水処理施設)	30m ³ /日
埋立対象物	焼却残渣（飛灰）、不燃性処理残渣

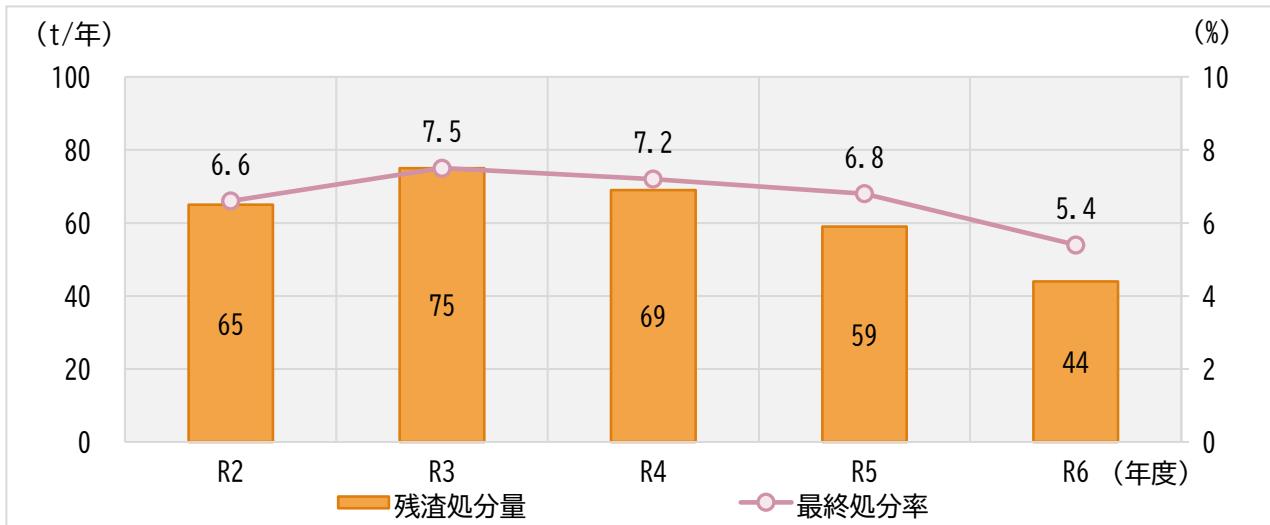


図2－1－7 最終処分量及び最終処分率の推移

表2－1－8 中間処理量、最終処分量、資源化量の推移

区分	単位	実績値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総排出量	t/年	990	996	963	867	815
中間処理	中間処理量 (A～Cの合計)	t/年	752	766	758	694
	焼却処理 (A)	t/年	734	748	742	681
	直接焼却量	t/年	734	748	742	681
	可燃物	t/年	734	748	742	681
	破碎・選別処理 (B)	t/年	15	15	13	10
	不燃物	t/年	15	15	13	10
	ごみ堆肥化処理 (C)	t/年	3	3	3	3
最終処分	資源物 (生ごみ)	t/年	3	3	3	4
	最終処分量	t/年	65	75	69	59
	直接最終処分量	t/年	0	0	0	0
	残渣処分量	t/年	65	75	69	59
	飛灰	t/年	52	61	58	51
	処理残渣の埋立	t/年	13	14	11	8
	最終処分率	%	6.6	7.5	7.2	6.8
資源化	資源化量	t/年	278	289	253	219
	直接資源化量	t/年	238	230	205	173
	紙類	t/年	102	99	85	76
	新聞紙	t/年	39	40	30	27
	本・雑誌	t/年	37	43	40	35
	ダンボール	t/年	26	16	15	14
	缶類	t/年	9	8	8	7
	アルミ缶	t/年	4	4	4	3
	スチール缶	t/年	5	4	4	4
	その他金属・小型家電	t/年	21	18	16	12
	びん類	t/年	27	24	23	21
	ペットボトル	t/年	6	6	7	6
	プラスチック資源 ^{注)}	t/年	20	20	21	20
	布類	t/年	2	3	2	1
	てんぷら油	t/年	0	0	0	0
	剪定木・落ち葉	t/年	51	52	43	30
	大型プラ ^{注)}	t/年	0	0	0	2
	処理後再生利用量	t/年	40	59	48	46
	土木資材	t/年	35	55	43	41
	乾電池、蛍光管	t/年	2	1	2	2
	堆肥	t/年	3	3	3	3
	リサイクル率	%	28.1	29.0	26.3	25.3

注) 令和6年4月から、製品プラスチック及び大型プラの回収を開始しています。

プラスチック資源：容器包装プラスチックと製品プラスチックの合計。

※令和5年度までは、容器包装プラスチックのみ。

大型プラ：長さ30cm超のプラスチック製品（指定24品目）。

(3) 中継施設

本村の住民は、ごみや資源物を「塩尻クリーンセンター」に直接搬入することができます。

表2－1－9 中継施設の概要

施設名称	塩尻クリーンセンター
管理運営	松塩地区広域施設組合
竣工年月	平成29年10月
所在地	塩尻市大字柿沢303番地
受入時間	平日：午前8：30～11：45、午後1：00～4：30 土曜日：午前8：30～12：00
料金	10kgあたり150円
持ち込めるごみ	表2－1－1 「ごみの分別区分」参照。
対象区域	塩尻市、朝日村

第3節 ごみの組成

本村のもえるごみを焼却処理している松本クリーンセンターの令和6年度のごみ組成を見ると、「紙・布類」が45.2%と最も割合が高く、次いで「ビニール類、合成樹脂、ゴム、皮革類」が26.6%、「木、竹、わら類」が17.5%と続いています。

直近5年間の推移としては、「木、竹、わら類」の割合が高くなつた一方で、「ちゅう芥類※」の割合が低くなっています。

※家庭の台所や飲食店などから出る野菜くず、食べ残し、調理くずといった生ごみ

表2－1－10 ごみ質分析結果の推移（松本クリーンセンター [可燃ごみ処理施設]）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乾きベース組成	紙・布類	%	47.1	43.0	44.5	45.6	45.2
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	26.4	26.7	24.2	27.0	26.6
	木、竹、わら類	%	10.5	12.9	15.5	15.4	17.5
	ちゅう芥類	%	10.5	9.9	9.3	7.1	5.9
	不燃物類	%	1.8	3.1	2.3	2.5	2.6
	その他	%	3.8	4.4	4.2	2.4	2.2
単位容積重量		kg/m ³	129	142	140	136	137
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	10,310	9,990	10,860	10,480	10,977
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	8,470	8,370	8,930	8,980	9,184
三成分	水分	%	43.6	43.1	40.8	40.9	40.1
	可燃分	%	50.8	50.2	52.8	53.1	54.1
	灰分	%	5.6	6.8	6.4	6.0	5.8

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

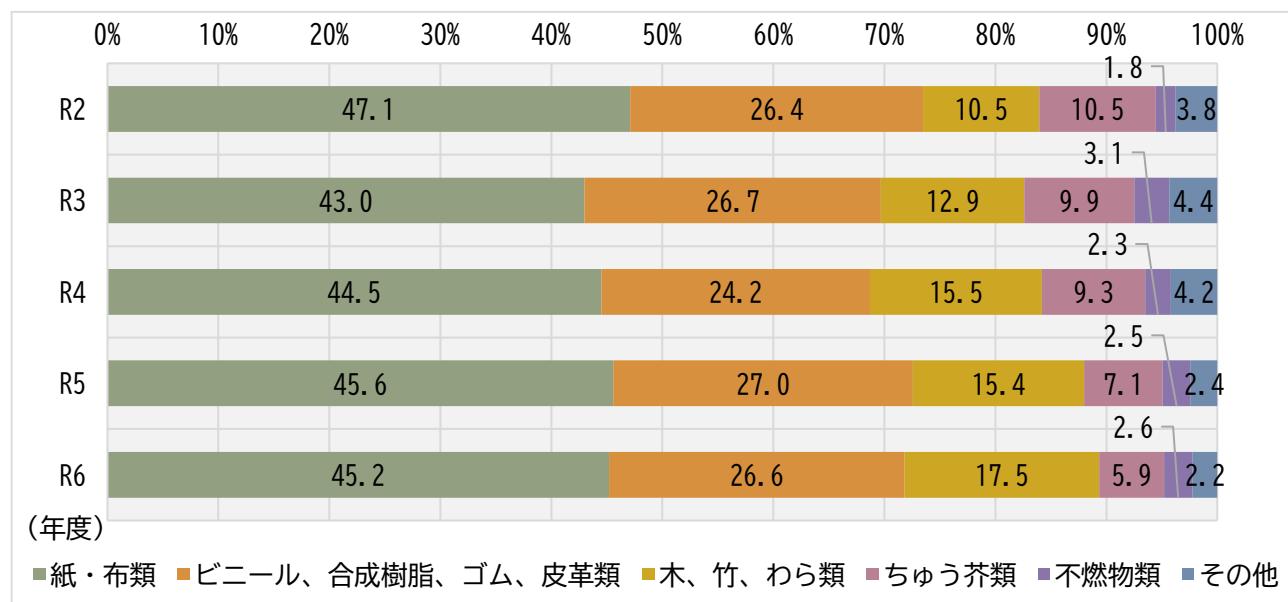


図2－1－8 可燃ごみの組成の推移（松本クリーンセンター [可燃ごみ処理施設]）

第4節 ごみ処理に係る経費

本村のごみ処理経費は約2,900万円～3,000万円で推移してきましたが、令和6年度は1,000万円以上増加し、約4,100万円となっています。これは、1t当たりでは50,904円、住民1人当たりでは9,689円の経費に相当します。

令和6年度の経費増加は、主に松本クリーンセンターにおける中間処理費の増加が要因です。また、同センターは老朽化が進んでおり、今後は設備の修繕費が増加することが見込まれるため、引き続きコスト動向を注視する必要があります。

表2－1－11 ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設費・改良費	0	0	151	91	70
うち組合分担金	0	0	151	91	70
処理及び維持管理費	29,221	28,957	30,049	29,233	41,417
うち組合分担金	11,906	12,273	11,316	10,468	19,920
合計	29,221	28,957	30,200	29,324	41,487

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

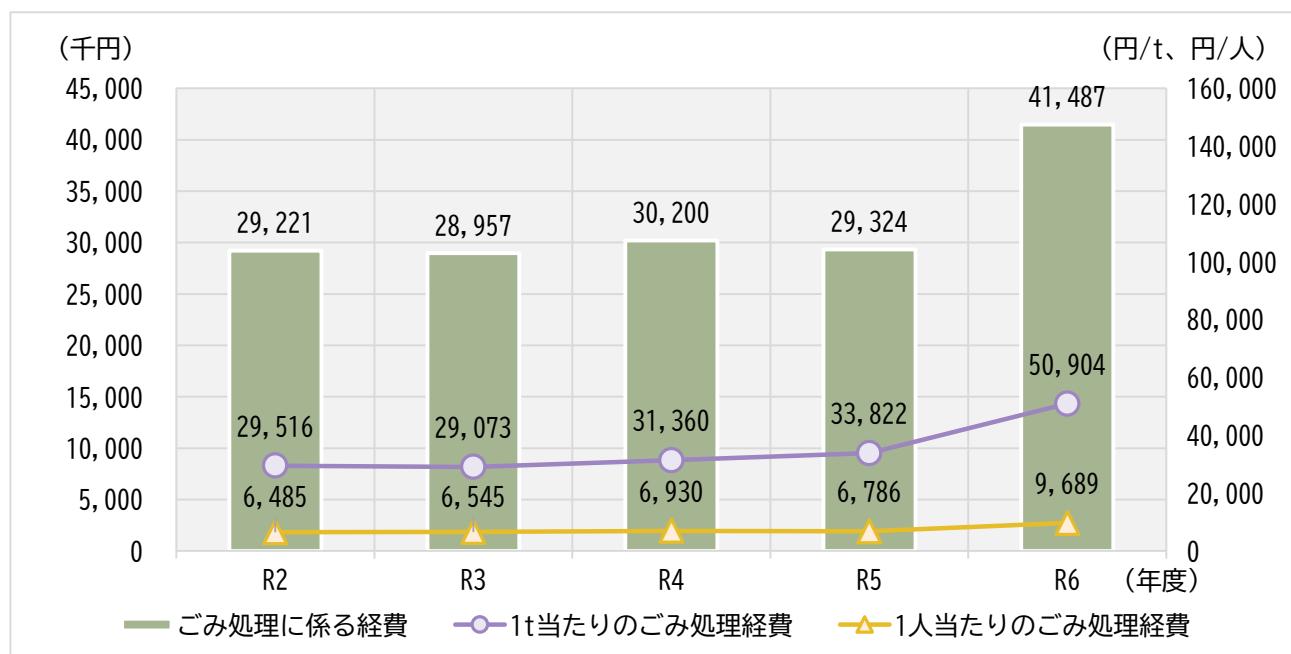


図2－1－9 ごみ処理経費の推移

第5節 長野県目標の達成状況

長野県は、資源の効率的な利用やごみの減量化、適正処理の推進を目的として、令和3年4月に「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、令和7年度を目標年度として各種指標を設定しています。一般廃棄物分野では、「1人1日当たり排出量」「1人1日当たり家庭系ごみ量」「リサイクル率」が県目標として掲げられています。

本村は、令和6年度時点でこれらすべての指標において県目標を達成し、良好な成果を上げています。

表2－1－12 長野県目標の達成状況

項目	単位	数値目標 (令和7年度)	令和6年度		達成 状況
			実績値	数値目標 との比(%)	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	790.0	521.5	▲34.0	達成
うち、家庭系ごみ ^{注)}	t/年	406.0	312	▲23.1	達成
リサイクル率	%	20.0	28.3	8.3ポイント	達成

注) 家庭系ごみ：生活系ごみから「集団回収」及び「資源ごみ」を除いたもの

第6節 他自治体との比較

1 全国及び長野県との比較

本村の1人1日当たりのごみ排出量は548g/人・日で、全国平均より303g、県平均より222g少ない水準となっています。

この主な要因として、事業系ごみの排出量が非常に少ないことが挙げられます。全国平均259g/人・日、長野県平均252g/人・日に対し、本村の事業系ごみ排出量は94g/人・日と、100gを下回っています。事業者数や事業規模が比較的小さいことが背景にあります。

また、家庭系ごみについても、全国平均592g/人・日、長野県平均518g/人・日に対し、本村は454g/人・日と少なく、家庭での分別や減量に関する取組が一定程度進んでいることがうかがえます。

リサイクル率については、全国平均19.5%、長野県平均22.0%に対して本村は25.3%と高い水準にあります。これは松本クリーンセンターで焼却灰を土木資材として資源化している成果です。

表2－1－13 全国及び長野県との比較（令和5年度）

項目	単位	全国平均 ^{出典}	長野県平均 ^{出典}	朝日村
1人1日あたり排出量	g/人・日	851	770	548
生活系（家庭系）	g/人・日	592	518	454
事業系	g/人・日	259	252	94
リサイクル率（資源化率）	%	19.5	22.0	25.3

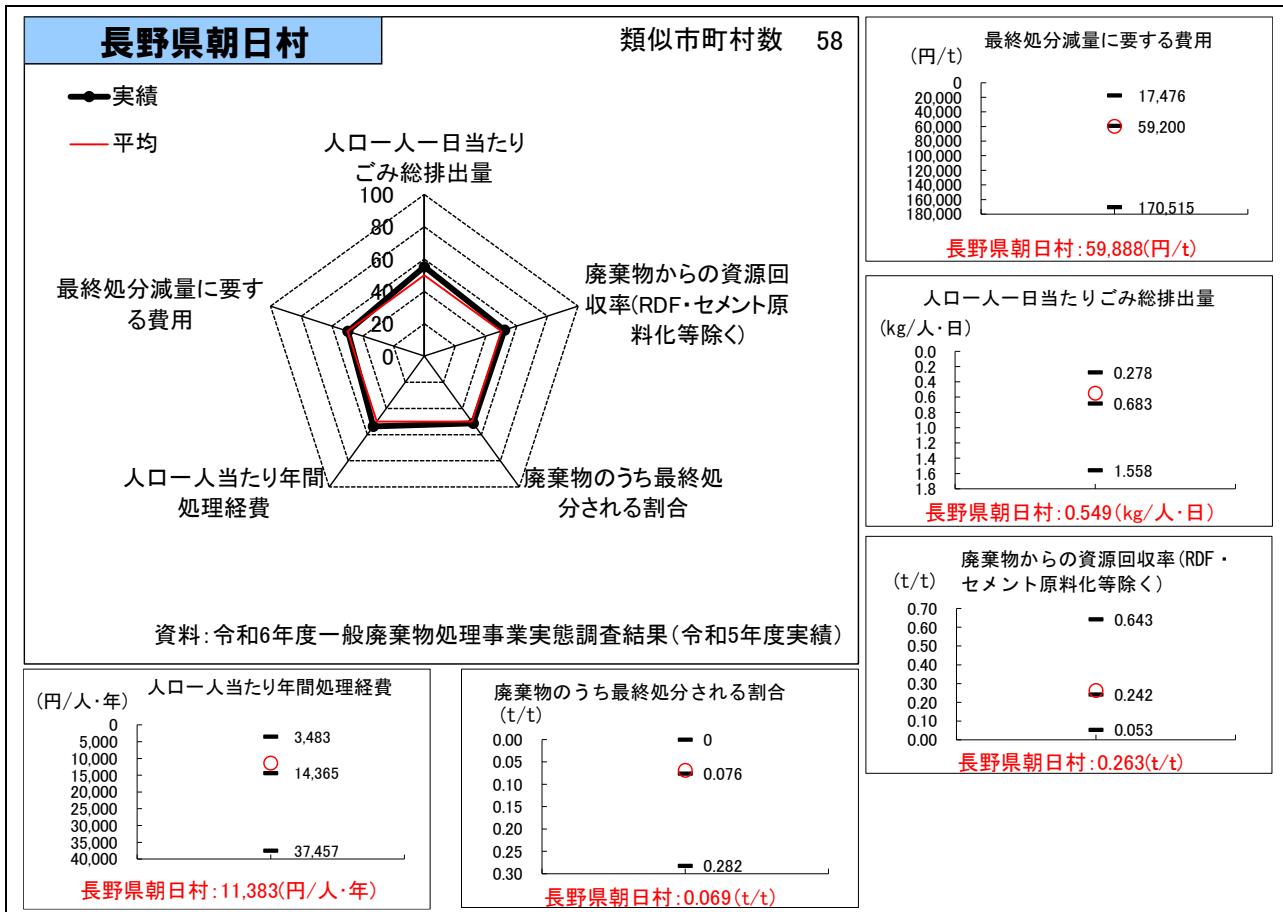
注) 全国平均と長野県平均の生活系ごみの1人1日あたり排出量には、集団回収が含まれています。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

2 ごみ処理の評価

環境省が提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、本村のごみ処理の状況を県内 58 町村と比較しました。評価は 5 つの指標を偏差値で示し、偏差値 50 が比較対象の町村の平均値、50 より高ければ平均より良好、低ければ平均より劣ることを意味します。

レーダーチャートから、本村は「最終処分減量に要する費用」でわずかに平均より劣るもの（平均 59,200 円/t に対して本村 59,888 円）、その他の指標では平均を上回り、概ね良好な水準であることが確認できます。



注1) 県内 58 町村との比較結果

注2) 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省) を用いて作成しています。

図2-1-10 類似市町村とのごみ処理指標の比較 (令和5年度)

第7節 ごみ処理行政の動向

1 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

本法律は、食品ロスの削減を進めるために、国や地方公共団体、事業者、消費者など各主体の責務を明確にし、食品ロス削減のための基本方針や施策の方向性を定めたものです。食品ロス対策を社会全体で推進するための基本的な枠組みとなっています。

【法の制定】

- ・令和元年5月に成立、同年10月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・国や他自治体と連携しつつ、地域の実情に応じた食品ロス削減施策を策定し、実施する責務があります。

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)

本法律は、プラスチック使用製品の廃棄物を取り巻く国内外の課題を踏まえ、資源循環を促進するために制定されたものです。製品設計段階でのプラスチック使用の合理化から、自治体による再商品化、事業者による自主回収・再資源化まで、ライフサイクル全体で資源循環を進める制度を整備し、環境保全と経済発展の両立を目指しています。

【法の制定】

- ・令和3年6月に成立、令和4年4月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることとされています。
- ・都道府県及び市町村は、国の施策と整合を図りつつ、資源循環の促進に必要な取組を進めるよう努めることとされています。

2 国の動き

(1) 循環型社会形成推進基本計画

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物・資源循環に関する政策を総合的・計画的に推進しています。令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を中心テーマとして掲げ、気候変動対策、生物多様性保全、産業競争力、地方創生など幅広い政策課題への貢献が示されています。

本計画は、循環型社会の実現に向けた政府全体の国家戦略と位置付けられ、以下の5つの重点分野（柱）を中心に、国が取り組むべき施策が整理されています。

【重点分野】

- 1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 5 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

計画では、これらの施策の進行状況を把握するため、「循環型社会の全体像に関する指標^{*1}」と「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標(重点分野別の指標^{*2})」が設定されています。

※1：10の指標が設定されており、物質フロー指標と取組指標から構成されています。

物質フロー指標：「資源生産性」「一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）」「再生可能資源及び循環資源の投入割合」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」

取組指標：「循環型社会ビジネスの市場規模」「循環型社会形成に関する国民の意識・行動」「循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量と廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量」「カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント」

※2：5つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標。

表2－1－14 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標抜粋

指標	数値目標	目標年度
出口側の循環利用率 ^{注)}	約44%	2030年度
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度

注) 循環利用量 / 廃棄物等発生量

3 長野県の動き

(1) 長野県廃棄物処理計画

美しく豊かな自然環境を将来世代へ引き継ぐため、長野県では「長野県廃棄物処理計画（第6期）」を策定し、令和8年度を初年度とする新たな指針としています。同計画では、これまで第5期計画のもとで進めてきた廃棄物の減量化や適正処理の取組状況、近年の社会動向を踏まえ、県民・事業者・市町村・県が連携して循環型社会の形成を推進するための方向性と目標を明らかにしています。

同計画は、「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」を包含し、上位計画である「しあわせ信州創造プラン3.0」や長野県環境基本計画と整合を図りながら、一体的な施策を進めています。

目指す将来像は、資源を大切に循環させ、環境負荷の少ない暮らしを実現する「循環型社会」です。この実現に向け、①3Rとリプレイスを含む4Rによる資源循環の推進、②平常時・災害時の廃棄物の適正処理体制の確保、③多様な主体が協働するパートナーシップの強化という3つの重点施策を中心に取り組みとしています。

表2－1－15 長野県廃棄物処理計画の数値目標（一般廃棄物）

区分	令和12年度 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量	740g	全国最少水準以下の排出量を目指す。 (R5年度全国最少：749g)
総排出量	523千t	1人1日当たりごみ排出量 740g×人口推計×年間日数 (R5年度比約10%削減)
リサイクル率	25.0%	排出量の減少下でも資源回収量の増加を図り、全国トップ3水準 (R5年度全国3位：24.9%) をを目指す。
プラスチック使用製品廃棄物の分別回収(一括回収を含む)の実施市町村数	77市町村	R4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック資源循環体制の更なる強化が求められていることから、全市町村における分別回収の実施を目指す。
最終処分量	21千t	再資源化を推進し、総排出量と同程度の削減(約10%削減)を目指す。

表2－1－16 長野県廃棄物処理計画の数値目標（食品ロス削減）

区分	令和12年度 目標値	考え方
家庭系食品ロス発生量	30千t	一般廃棄物の総排出量以上の削減(15%削減)を目指す。
事業系食品ロス発生量	20千t	

表2－1－17 長野県廃棄物処理計画の数値目標（災害廃棄物）

区分	令和12年度 目標値	考え方
災害廃棄物の仮置場候補地について選定済の市町村数	77市町村	全市町村において候補地を選定する。
発災時に備えた訓練(初動対応の図上演習、災害廃棄物の仮置場の設置訓練等)の実施	県内4地区 (東信・南信・中信・北信)で各2回実施	計画期間中に県内市町村が訓練に参加する機会を設ける。

3 広域的取組の推進

(1) 長野県の計画

ごみ処理体制を適切に維持していくため、長野県は計画期間を令和12年度までとする「ごみ処理広域化・集約化計画」(長野県廃棄物処理計画(第6期)に含まれています。)を策定し、広域化・集約化を図っています。

この計画では、本村は松本地域に含まれています。松本地域の焼却施設数は現状2施設に対して、目標2施設で達成しています。すでに県が目標とする広域化・集約化が図られています。

表2－1－18 広域化ブロック区割り（焼却施設数）

ブロック名	処理主体	広域化ブロックに含まれる市町村名	現広域化計画	
			令和 3 年度	令和 12 年度
松本地域	松塩地区広域施設組合 穂高広域施設組合	松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村	2	2

（2）広域化の状況

平成 24 年 4 月には、「松本西部広域施設組合」と「塩尻・朝日衛生施設組合」が統合し、新たに「松塩地区広域施設組合」として焼却施設の集約化を図り、構成市村のごみの共同処理を行っています。

今後は、焼却施設に加え、各構成市村で個別に行っている不燃ごみや資源物の処理についても、一元化を視野に検討を重ねています。

第8節 ごみ処理に関する課題の抽出

1 ごみの減量化・資源化

(1) 家庭系ごみの削減

本村の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は431.9g/人・日（令和6年度）と、全国平均や県平均と比べても少ない水準にあります。しかし、環境負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減、ごみ処理経費の抑制の観点から、引き続き住民への排出抑制の働きかけが重要です。

(2) 紙類の分別

松本クリーンセンターの組成調査では「紙・布類」が約45%を占め、リサイクル可能な紙類の混入が課題となっています。紙類の分別方法や排出ルールの周知を強化し、さらなる資源化を進める必要があります。

(3) 食品ロスの削減

環境省によると令和5年度の家庭からの食品ロス量は233万tと推計されています。これは国民1人1日当たり約50gに相当します。松本クリーンセンターに搬入されるちゅう芥類の割合は減少傾向にあるものの、食べ残しや手つかず食品が一定量混入しているものと考えられます。賞味期限・消費期限に関する理解促進、食材の適量購入、料理の作り過ぎ防止など、日常生活の行動変容が重要であり、これらを促す継続的な啓発が課題です。

(4) プラスチックごみ対策

プラスチックは焼却過程で温室効果ガスを多く排出するほか、環境中に漏れ出れば海洋汚染やマイクロプラスチック発生につながります。本村では、従来の「容器包装プラスチック」に加え、令和6年度から「製品プラスチック」の分別回収を開始しました。今後は、使い捨てプラスチックの削減、ポイ捨て防止、分別ルールの周知徹底など、住民への意識啓発と適正排出の定着が求められます。

2 啓発の強化

これまで本村は広報紙・ホームページ、住民向けイベントなどを通じて啓発を行ってきました。しかし、紙類の分別方法や食品ロス削減など、家庭で実践する具体的な行動をよりわかりやすく伝える工夫が必要です。また、若年層や子育て世帯など、多様な層に情報を届けるためには、SNSの活用や地域団体との連携など、複数の媒体・機会を組み合わせた効果的な啓発手法の検討が求められます。住民全体の減量化意識をさらに向上させ、分別の定着を図ることが課題です。

3 収集運搬体制の見直し

(1) 収集運搬の効率化

人口減少によりごみ収集量は減少傾向にあるものの、現在の収集ルートや回数は以前のまま維持されています。効率的な収集体制を構築するためには、収集データの分析によるルートの最適化や収集回数の見直しなど、運行の効率化が必要です。

(2) 排出困難世帯への対応

高齢化や核家族化の進行により、ごみを自宅から集積所へ持ち出すことが困難な世帯の増加が見込まれます。福祉部門との情報共有や支援制度の検討など、生活支援と連動した排出困難者対策の充実が課題です。

4 中間処理体制の課題

(1) 新施設整備への対応

松塩地区広域施設組合では令和15年度に新施設稼働を目指しています。現在、構成市村で個別に行っている不燃ごみや資源物の処理についても、一元化を視野に検討を進める必要があります。また、構成市村における分別区分や排出ルールの見直しなど、運用に向けた準備が必要です。

(2) 充電式電池の火災リスク

全国では、誤って可燃ごみや不燃ごみに排出された充電式電池（リチウムイオン電池等）が原因と考えられる火災が増加しています。本村でも安全確保のため、誤排出防止に向けた啓発の強化が必要です。

5 最終処分体制の課題

本村の最終処分量は減少傾向にあるものの、今後も焼却灰の資源化と不燃物の減量を進め、最終処分場の延命化を図る必要があります。

6 ごみ処理経費の適正化

松本クリーンセンターは平成11年に供用を開始し、平成26年度～平成29年度には基幹的設備改良事業により10年程度の延命化が行われました。しかし、設備は引き続き老朽化が進み、補修費の増加が見込まれます。また、新施設整備に向けた負担金の増加も予想されることから、将来の財政負担に備え、ごみ減量化の推進と経費の効率的な執行が求められます。

7 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄の件数は減少傾向にありましたが、令和4年度以降横ばいとなっています。タイヤ等のポイ捨てが依然として確認されているため、環境美化の意識向上とともに、地域住民や自治会との連携による巡回・通報体制の強化、啓発の継続が課題です。

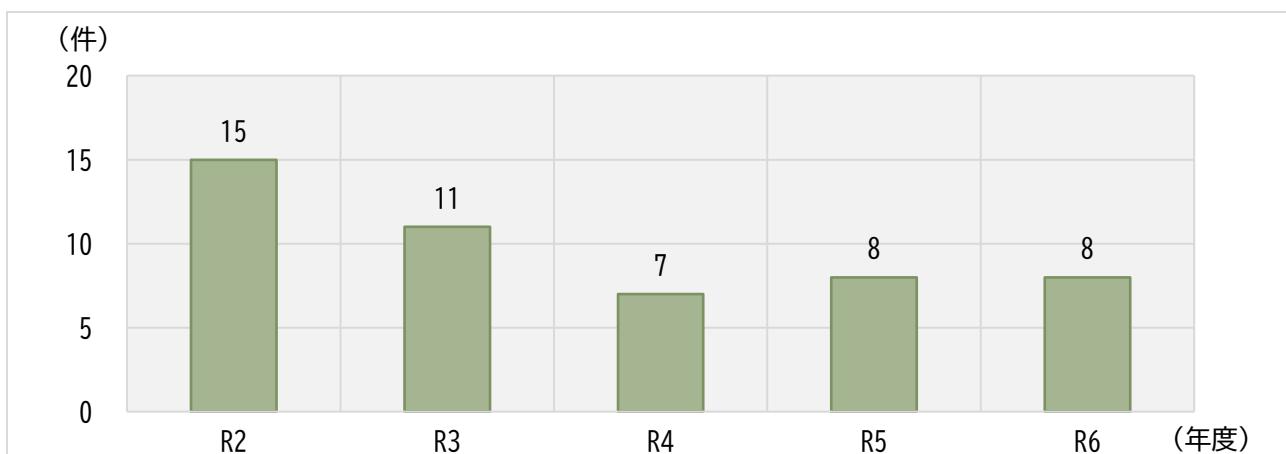


図2－1－11 不法投棄件数の推移

8 災害廃棄物対策

(1) 災害廃棄物処理計画の定期見直し

近年は災害が激甚化・広域化しており、国や県のガイドライン改定や新たな災害事例を踏まえて、災害廃棄物処理計画を定期的に更新する必要があります。

(2) 災害時の体制整備

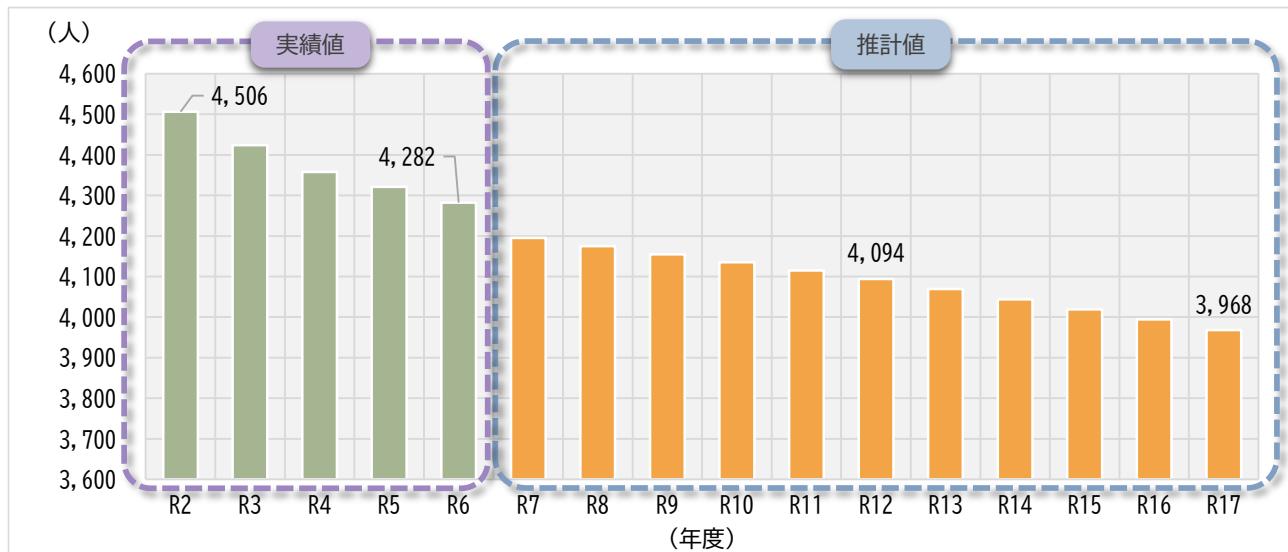
災害時には大量の災害廃棄物が短期間に発生するため、迅速な対応が不可欠です。仮置場候補地の選定、職員マニュアルの整備、周辺自治体との広域連携、収集運搬業者との協定締結など、事前準備の強化が課題となります。

第2章 ごみの将来予測

第1節 人口及び総排出量の予測

1 将来人口

ごみ排出量の予測に使用する将来人口は、「朝日村第6次総合計画」の推計結果を基に設定します。本計画の目標年度である令和17年度には、人口が3,968人となる見込みです。



注) 各年度 10月1日現在

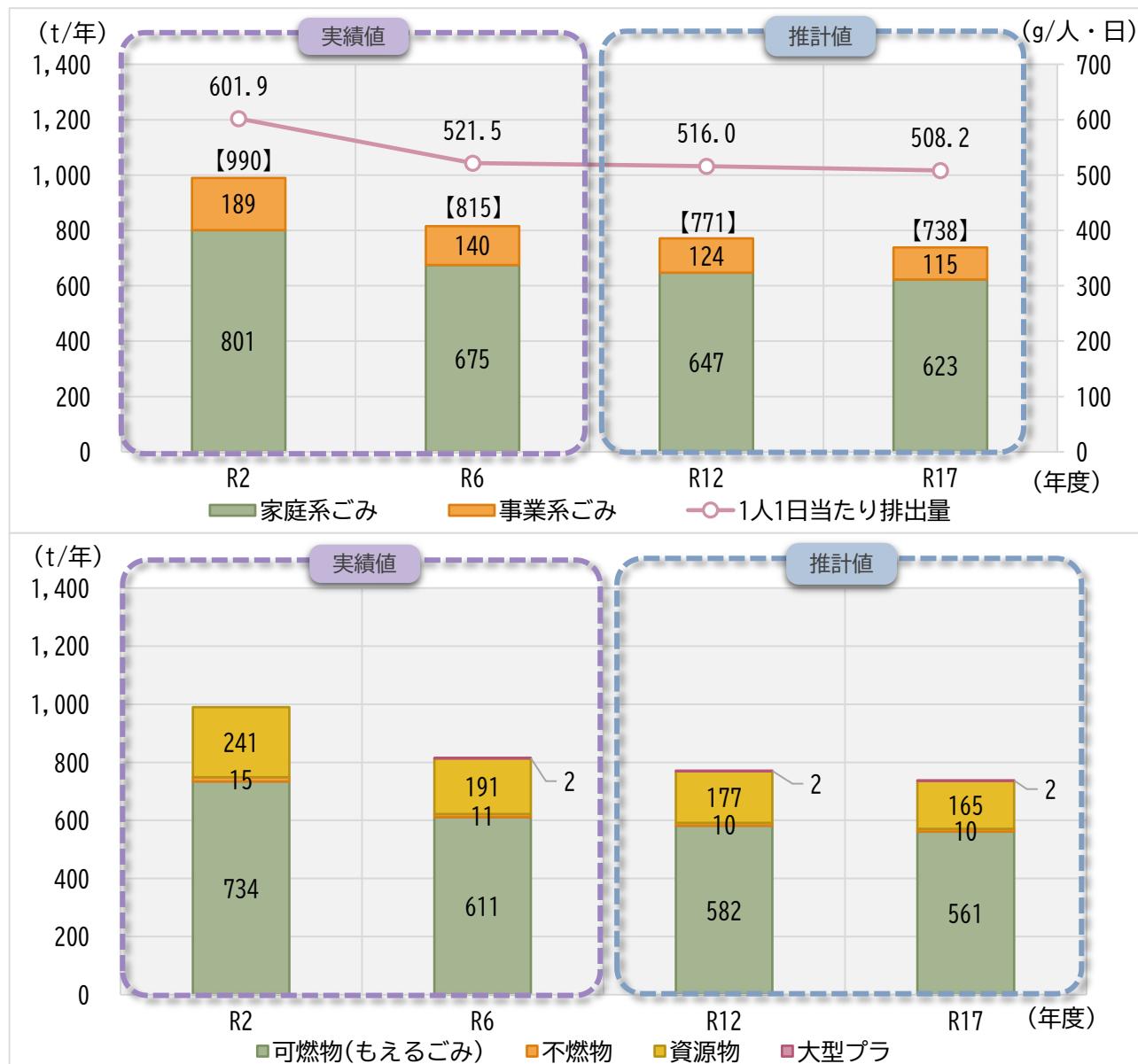
出典：「朝日村第6次総合計画」

図2-2-1 将来人口の推移

2 ごみ排出量の見込み

現状の取組をそのまま継続した場合※（以下「現状推移」といいます。）、1人1日当たり排出量の減少に加えて人口減少も進むため、総排出量は年々減少する見込みです。基準年度と比較すると、令和17年度の総排出量は77t 減の738t/年と推計されます。

※「現状推移」とは、現在実施している施策内容を変更せず、過去の動向が今後も続くと仮定して行う将来推計のことです。



注)【】内は、総排出量を示しています。

図2-2-2 種類別排出量の推移【現状推移】(上：排出源別排出量、下：種類別排出量)

表2－2－1 ごみ排出量の推移（現状推移）

区分	単位	実績値		推計値	
		令和 2年度	令和 6年度	令和 12年度	令和 17年度
人口	人	4,506	4,282	4,094	3,968
ごみ排出量	総排出量	t/年	990	815	771
	家庭系ごみ排出量	t/年	801	675	647
	収集ごみ	t/年	743	641	609
	可燃物（もえるごみ）	t/年	492	443	425
	不燃物	t/年	13	9	8
	資源物	t/年	238	187	174
	大型プラ	t/年	0	2	2
	直接搬入ごみ	t/年	58	34	38
	可燃物（もえるごみ）	t/年	56	32	36
	不燃物（うめたてごみ）	t/年	2	2	2
	事業系ごみ排出量	t/年	189	140	124
	可燃物（収集）	t/年	186	136	121
	資源物（生ごみ）	t/年	3	4	3
1人1日当たり	総排出量	g/人・日	601.9	521.5	516.0
	家庭系ごみ排出量	g/人・日	487.0	431.9	433.0
	収集ごみ	g/人・日	451.8	410.1	407.5
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	299.1	283.4	284.6
	不燃物	g/人・日	7.9	5.8	5.4
	資源物	g/人・日	144.7	119.6	116.4
	大型プラ	g/人・日	0.0	1.3	1.3
	直接搬入ごみ	g/人・日	35.3	21.8	25.4
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	34.0	20.5	23.8
	不燃物（うめたてごみ）	g/人・日	1.2	1.3	1.4
	事業系ごみ排出量	g/人・日	114.9	89.6	83.0
	可燃物（収集）	g/人・日	113.1	87.0	80.7
	資源物（生ごみ）	g/人・日	1.8	2.6	2.1

注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針

1 ごみ処理の基本理念

本計画の基本理念は、朝日村第4次環境基本計画で掲げる「豊かな自然と共生し、資源の効率的な利用を進め、将来世代に良い環境を残す」という理念を踏まえて策定したものです。

朝日村では豊かな自然に囲まれた暮らしが営まれています。この環境を守りながら持続可能な社会を築くためには、ごみの発生抑制や資源循環のさらなる推進が不可欠です。村民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、限りある資源を大切に使い、次世代に引き継いでいく社会の実現を目指します。

【基本理念】

豊かな自然と調和し、資源を大切に循環させる持続可能な暮らしを実現する

2 ごみ処理の基本方針

本村のごみ処理の基本理念を実現するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協力してごみの発生抑制や資源化、適正処理を進めていくことが重要です。ごみを取り巻く環境は、生活様式の多様化やプラスチック資源循環制度の施行、人口減少などにより変化し、これまで以上に「排出抑制・分別の徹底」と「持続可能な広域処理体制の確保」の両立が求められています。

本村ではこれまで住民の分別意識の定着や、事業者による排出抑制の取組など、地域が協力してごみの減量化・資源化を進めてきました。一方で、食品ロスや紙類の混入、プラスチックごみの増加といった課題は依然として残っており、住民・事業者のさらなる主体的な行動が期待されます。

また、ごみ処理施設については松塩地区広域施設組合が管轄しており、今後は組合及び構成市村が連携しながら、新たな中間処理施設の整備を進めていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本村では「4Rの徹底によるごみの発生抑制と資源循環の推進」「わかりやすい情報発信と協働の促進」「広域連携を踏まえた持続可能なごみ処理体制の構築」を基本方針として、住民・事業者・行政が一体となって施策を展開していきます。

【基本方針】

基本方針1 4Rの徹底によるごみの発生抑制と資源循環の推進

村民一人ひとりが4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を日常生活の中で実践し、食品ロス削減や適切な分別に取り組むことで、ごみの発生抑制と資源循環を一層推進します。

基本方針2 わかりやすい情報発信と協働の促進

分別ルールやりチウムイオン電池の排出方法など、正しい情報をわかりやすく発信し、村民の実践につなげます。村民、事業者、行政が協働し、適正な排出・リサイクルに向けた取り組みを広げます。

基本方針3 広域連携を踏まえた持続可能なごみ処理体制の構築

松塩地区広域施設組合での処理体制を維持・強化しながら、適切な維持管理と将来の施設更新への対応を進めます。安全性・効率性・環境負荷の低減を考慮し、持続性のあるごみ処理体制を確立します。

第2節 数値目標

1 数値目標の設定

本計画では、目標年度である令和 12 年度及び最終年度の令和 17 年度について、達成すべき数値目標を設定します。これらの目標は、本計画に位置づける施策への着実な取組により実現を目指します。

【数値目標】

◆排出抑制の目標

①1人1日当たりごみ焼却量

374.8g/人・日（令和 12 年度）

356.7g/人・日（令和 17 年度）

②1人1日当たり家庭系ごみ排出量

424.3g/人・日（令和 12 年度）

406.3g/人・日（令和 17 年度）

◆資源化の目標

③リサイクル率

29.4%（令和 12 年度）

29.6%（令和 17 年度）

2 目標達成ケースの考え方

国が策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、1人1日当たりごみ焼却量を令和 12 年度に 580g とする目標が示されており、これは令和 2 年度比 16% の削減に相当します。

本村の「目標達成ケース」では、この国の方針を踏まえ、令和 12 年度までに1人1日当たりごみ焼却量を令和 2 年度比 16% 削減することを目標とします。その達成に向け、家庭系可燃ごみ（収集・直接搬入）の排出抑制を図るとともに、紙類・プラスチック類といった資源物の分別徹底を促進し、可燃ごみから資源物への移行を進めます。

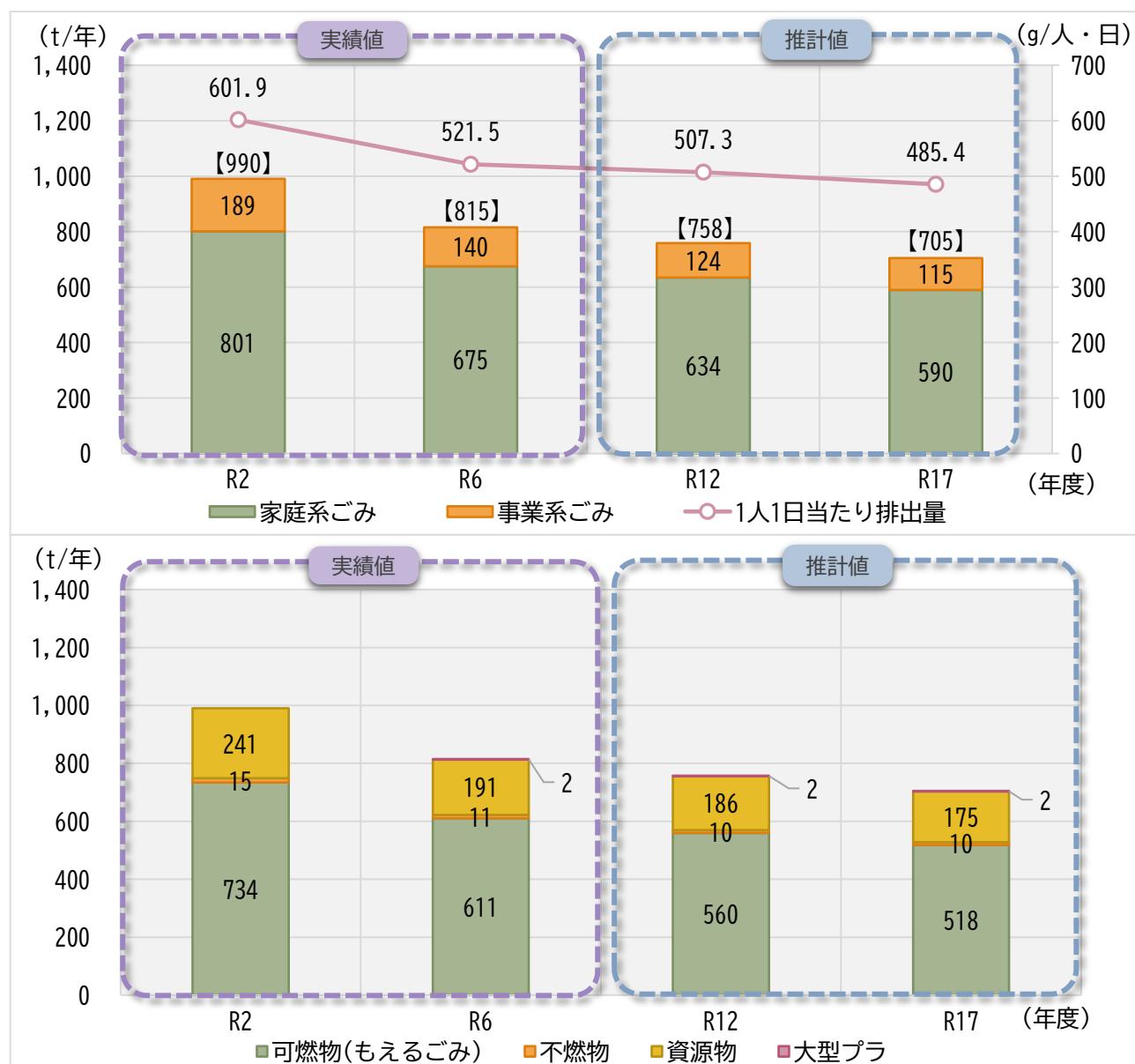
また、可燃ごみの削減割合については、令和 7 ~ 12 年度と同様のペースで令和 13 年度以降も段階的に削減を継続していくことを基本とします。

第3節 目標達成時の推計

1 ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）

目標達成ケース※におけるごみ排出量は、以下のとおりです。

※このケースは、目標を達成するために必要な施策や取組を実施した場合の予測です。



注)【】内は、総排出量を示しています。

図2－3－1 種類別排出量の推移【目標達成ケース】(上：排出源別排出量、下：種類別排出量)

表2－3－1 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

区分	単位	実績値		推計値	
		令和 2年度	令和 6年度	令和 12年度	令和 17年度
人口	人	4,506	4,282	4,094	3,968
ごみ排出量	総排出量	t/年	990	815	758
	家庭系ごみ排出量	t/年	801	675	634
	収集ごみ	t/年	743	641	597
	可燃物（もえるごみ）	t/年	492	443	404
	不燃物	t/年	13	9	8
	資源物	t/年	238	187	183
	大型プラ	t/年	0	2	2
	直接搬入ごみ	t/年	58	34	37
	可燃物（もえるごみ）	t/年	56	32	35
	不燃物（うめたてごみ）	t/年	2	2	2
	事業系ごみ排出量	t/年	189	140	124
	可燃物（収集）	t/年	186	136	121
	資源物（生ごみ）	t/年	3	4	3
1人1日当たり	総排出量	g/人・日	601.9	521.5	507.3
	家庭系ごみ排出量	g/人・日	487.0	431.9	424.3
	収集ごみ	g/人・日	451.8	410.1	399.5
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	299.1	283.4	270.4
	不燃物	g/人・日	7.9	5.8	5.4
	資源物	g/人・日	144.7	119.6	122.5
	大型プラ	g/人・日	0.0	1.3	1.3
	直接搬入ごみ	g/人・日	35.3	21.8	24.8
	可燃物（もえるごみ）	g/人・日	34.0	20.5	23.2
	不燃物（うめたてごみ）	g/人・日	1.2	1.3	1.4
	事業系ごみ排出量	g/人・日	114.9	89.6	83.0
	可燃物（収集）	g/人・日	113.1	87.0	80.7
	資源物（生ごみ）	g/人・日	1.8	2.6	2.1

2 現状推移と目標達成ケースとの比較

以下に、各指標の現状推移と目標達成ケースとの比較を示します。

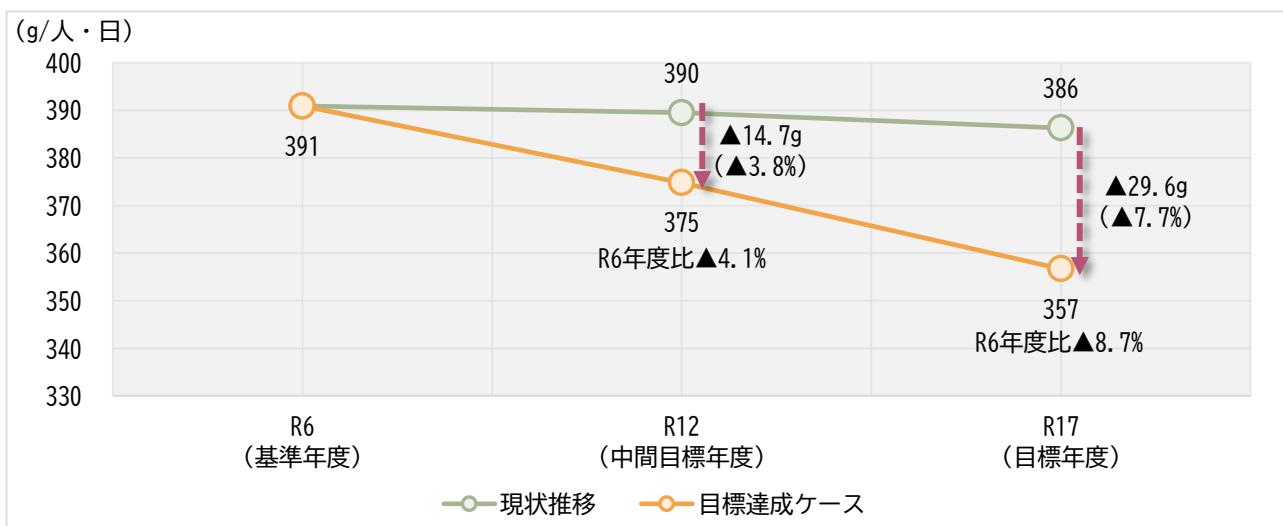


図2－3－2 1人1日当たりごみ焼却量の推移

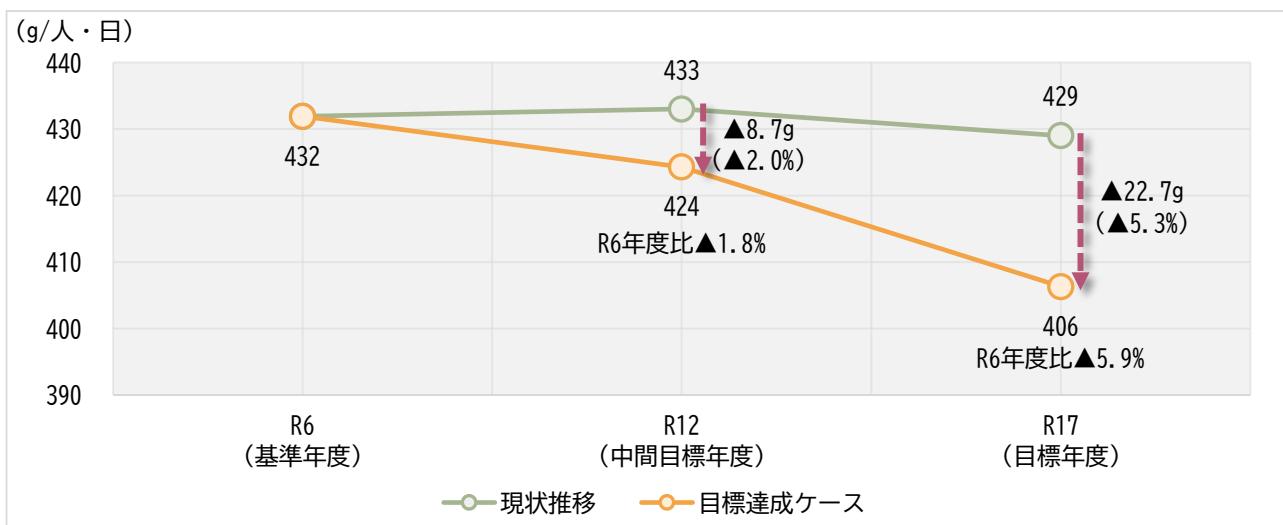


図2－3－3 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

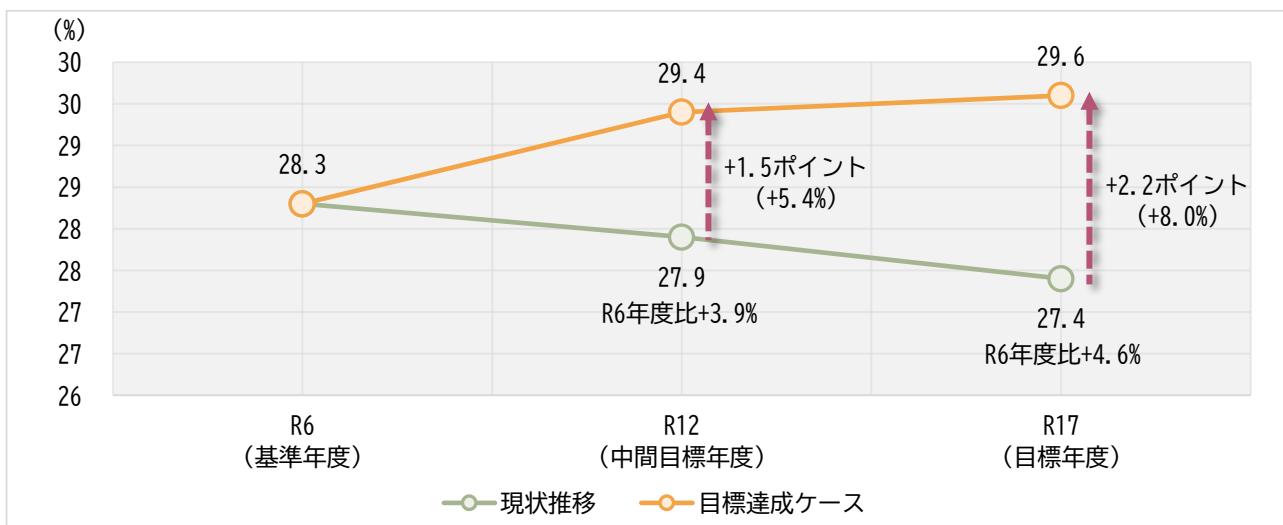


図2－3－4 リサイクル率の推移

第4節 目標達成に向けた基本施策

本計画の施策体系は、以下のとおりです。



基本方針1 4Rの徹底によるごみの発生抑制と資源循環の推進

施策1－1 紙類の分別徹底と資源化の促進

松本クリーンセンターの組成調査では、可燃ごみ中の紙・布類が約45%を占め、紙類の混入が依然として多い状況にあります。本施策では、紙の分別方法や出し方の再周知を進め、住民が迷わず適切に排出できる環境を整備します。また、混入が多い品目の重点的な情報提供を行い、資源化率の向上につなげます。

施策1－2 食品ロス削減【重点施策】

家庭系食品ロスが一定量確認されており、住民の行動変容が求められています。本施策では、食品ロス削減につながる取組を体系的に推進し、家庭での実践につながる具体的な行動を促します（詳細は第5節）。

施策1－3 プラスチックごみ削減【重点施策】

使い捨てプラスチックの削減、分別の徹底、住民理解の向上を図り、プラスチック資源循環を推進します。特に新中間処理施設での資源化の高度化を見据え、村として必要な分別ルールの確立や周知を進めます（詳細は第5節）。

施策1－4 生ごみ処理機の普及促進

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理機やコンポスターの活用を促進します。既存の補助制度（p.15「(2) 生ごみ処理機購入補助金」）を継続し、自家処理による減量効果と環境意識向上を図ります。

施策1－5 剪定枝の再資源化（ウッドチッパー活用）

増加傾向にある剪定枝を地域内資源として循環するため、ウッドチッパー貸出制度を継続し、堆肥化材・敷料としての利活用を推進します。

施策1－6 事業者回収ルートの活用促進

リターナブルびんや牛乳パックなど、事業者による回収ルートが確立している品目について、住民への返却・持参を促進し、分別負担の軽減と資源循環の強化を図ります。

基本方針2 わかりやすい情報提供と住民参加による行動変容の促進

施策2－1 ごみ分別辞典の充実と活用促進

住民の分別行動を支える基礎情報として、村HPの「ごみ分別辞典」を分かりやすく維持・更新します。特に誤排出が多い品目の情報を強化し、迷いや誤解に起因する排出ミスの軽減を図ります。

施策2－2 効果的な情報提供（重点施策）

分別ルールやごみ減量行動を、若年層を含む幅広い世代に伝わる形で発信するため、紙媒体に加えてSNS・動画・図解など多様な媒体を活用して情報提供を強化します（詳細は第5節）。

施策2－3 環境教育の充実

保育園・小学校における環境教育を継続・充実し、子どもの頃から分別意識と資源循環意識が定着するよう、村・学校・家庭が連携して取り組みます。

施策2－4 住民向け啓発活動の強化

広報誌、告知放送、回覧板、SNSなど多様な媒体を活用し、ごみ排出量や分別状況をわかりやすく伝えることで、住民が自身の行動を振り返る機会を提供し、行動変容につなげます。

施策2－5 出前講座・地域イベントの活用

住民や団体の要望に応じて職員が説明する出前講座を継続し、マイボトル利用などのライフスタイル変革に関する啓発を地域イベントと連携して進めます。

施策2－6 住民参加の推進

村民・事業所・行政が協力し、ごみ排出抑制と分別の定着に取り組むため、出前村政等の意見交換の場を活用し、住民参加型の環境づくりを進めます。

基本方針3 持続可能なごみ処理体制の構築と適正処理の徹底

施策3－1 ごみステーション設置補助制度の継続

地域で適正な排出環境を維持するため、ごみステーションの新設・補修への補助制度（p.15「(1) 一般廃棄物収集施設設置補助金」）を継続し、利便性向上と適正排出の確保を図ります。

施策3－2 収集運搬体制の効率化

人口減少に伴う収集量の変化に対応し、収集ルートや頻度の見直し等を進め、持続可能な収集運搬体制を確立します。

施策3－3 排出困難世帯への支援体制構築

高齢化により集積所への排出が難しい世帯が増加しているため、福祉部門との連携により、個別支援を含む排出支援体制の構築を図ります。

施策3－4 新中間処理施設稼働に向けた分別・ルール整備

松塩地区広域施設組合の新施設稼働に備え、分別区分の調整や資源物処理の一元化に関する検討を進め、住民への周知と円滑な移行を図ります。

施策3－5 充電式電池の誤排出防止

リチウムイオン電池の誤排出による火災リスクが高まっていることから、排出ルールの周知や適正回収拠点の活用促進を図り、安全な処理を徹底します。

施策3－6 不法投棄・ポイ捨て対策

依然として確認されるタイヤ等の不法投棄に対し、自治会や地域住民との連携による巡回・通報体制の強化を図り、併せて継続的な啓発を実施します。

施策3－7 最終処分量の削減と資源化の推進

焼却灰の資源化や不燃物の減量化に取り組み、最終処分量の削減と最終処分場の延命化を図ります。

施策3－8 災害廃棄物対策の強化

災害廃棄物処理計画の定期的な見直しを行い、仮置場・マニュアル・広域連携・事業者協定の整備により、災害時の対応力を強化します。

施策3－9 近隣市村との協力強化

可燃・不燃・プラスチック資源等の収集委託先である塩尻市をはじめ、構成市村との連携を深め、減量化施策や広域処理の効率化を進めます。

施策3－10 ごみ処理経費の適正化

老朽化施設の補修費増加や新施設負担金に対応するため、減量化と効率的な経費執行を両立し、将来的な財政負担の軽減を図ります。

施策3－11 村が収集しないものへの対応

村では、処理困難物やリサイクル家電など、村で収集・処理できないごみについて、民間の一般廃棄物処理業者へ依頼し、適正な処理を行っています。これらの処理方法を住民や事業者に広く認知してもらうため、広報誌や村ホームページを活用し、普及啓発を行うとともに、事業者による自主回収を促進します。

表2－3－2 村で収集・処理できないごみ

- タイヤ、自動車、バイク、ボイラー類、浴槽、大型マッサージ機、複合粗大ごみ等
- 事業系ごみ（商店、飲食店、工場、会社等の事業・営業によって出るごみ）
ただし、一般廃棄物の可燃物に限り、塩尻クリーンセンターへ持ち込むことができます。
- 農機具類、農業用ビニールマルチ類、肥料類（びん、缶、袋）、苗箱等
- LPガスボンベ、薬品及び農薬用びん・缶、バッテリー類、消火器、引火性のあるも物等
- 家電リサイクル法の対象家電（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類簡素機、冷蔵庫・冷凍庫）
- 家庭用パソコン

第5節 重点施策

朝日村では、ごみ排出量の減少傾向が続き、資源化率も高い水準にあります。このため、現時点
で村全体として喫緊の課題は大きくないものの、国が重点的に取り組むべきとする分野や、今後も
確実に成果を積み上げる必要がある分野を中心に、以下の3点を重点施策として位置付けます。

1 食品ロスの削減

食品ロス削減は、国や長野県が重点課題として位置付けており、朝日村においても家庭ごみの減
量に効果が大きいことから、重点的に推進します。

(1) 生ごみ処理機購入補助の周知強化

生ごみ処理機やコンポスターの活用は、生ごみ量の確実な減量につながることから、既存の補助
制度の周知を強化します。広報紙、回覧板、村ホームページ等を活用し、住民が制度を認識し利用
しやすい環境を整えます。

(2) 生ごみの水切り習慣化の重点推進

家庭で出来る最も効果的な食品ロス削減策として、生ごみの水切りを村全体で徹底します。広報
や啓発物を通じて、水切りの意義や方法をわかりやすく伝え、日常的な実践につなげます。

(3) 「30・10運動」の推進

宴会等における食べ残し削減を目的とする「30・10運動」について、村内の飲食店や住民に周知
し、実践を促します。地域での理解促進を図り、無理のない形で食品ロス削減につなげます。

(4) 県キャンペーンへの協力

長野県が実施する「食べ残しを減らそう県民運動（e-プロジェクト）」や、食品ロス削減月間の取
組に積極的に協力します。県の広域的な啓発活動と連動することで、住民への到達度向上を図ります。

2 プラスチックごみの削減と品質確保

本村では令和6年度からプラスチックの一括回収を開始し、分別ルールの理解促進と資源として
の品質確保が重要となっています。民間委託による処理体制を継続しつつ、住民・事業者と協力し
ながら適正排出を徹底します。

(1) 分別ルールの明確化と集中的な周知

新たな分別体系に住民が迷わず対応できるよう、分別区分・具体的な判断基準を明確に示し、広
報誌や回覧板による集中的な周知期間を設けます。誤排出の軽減と排出行動の安定化を図ります。

(2) 回収品質確保に向けた事業者との情報共有

プラスチック資源を民間委託で処理しているため、品質や誤混入に関する情報を委託業者と適宜
共有し、必要な対策を協議しながら実施します。安全・効率的な処理につなげます。

(3) 小売店との連携強化

トレー・容器包装類など店頭回収が見込めるプラスチックについて、小売店と連携し、消費段階での適切な分別・返却の促進を図ります。住民の協力を得つつ、資源循環の強化につなげます。

(4) 県の「信州プラスチックスマート運動」への協力

長野県の推進する「選択」「転換」「回収」を柱としたプラスチックスマート運動に協力し、地域としてのプラスチック削減行動を広げます。

- 1 意識して「選択」：何気なく受け取っているストローやレジ袋を不要な時には断る
- 2 少しずつ「転換」：マイバッグやマイボトル、詰め替え製品を選ぶ
- 3 分別して「回収」：役目を終えたプラスチック製品は自治体のルールに従い分別する

3 効果的な情報提供と住民行動の誘導

住民の行動変容には、迷いをなくし、正しい分別・排出を自然に選択できる環境づくりが不可欠です。広報基盤の見直しと重点的な情報発信により、無理なく理解が進む仕組みづくりを進めます。

(1) 広報誌等を活用した定期的な重点情報発信

広報紙やHPに定期的に「ごみ減量」「資源化」「分別ルール」をわかりやすく掲載します。季節や誤排出が増える時期に合わせたタイミング発信により、継続的な行動変容を促します。

(2) 出前講座の精度向上と対象の絞り込み

出前講座は住民ニーズの高いテーマに重点化し、家庭ごみの減量やプラスチック分別など、効果の高いテーマに内容を集約します。また、若い世代や子育て層など重点層へ優先的に届けることで、世代横断的な行動定着を図ります。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理フロー

本村で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理施設により適正に処理されています。一方、単独処理浄化槽※やくみ取り便槽を使用している世帯では、し尿は処理されるものの、生活雑排水は未処理のまま河川等へ放流されています。

※単独処理浄化槽が処理可能なのはし尿のみ

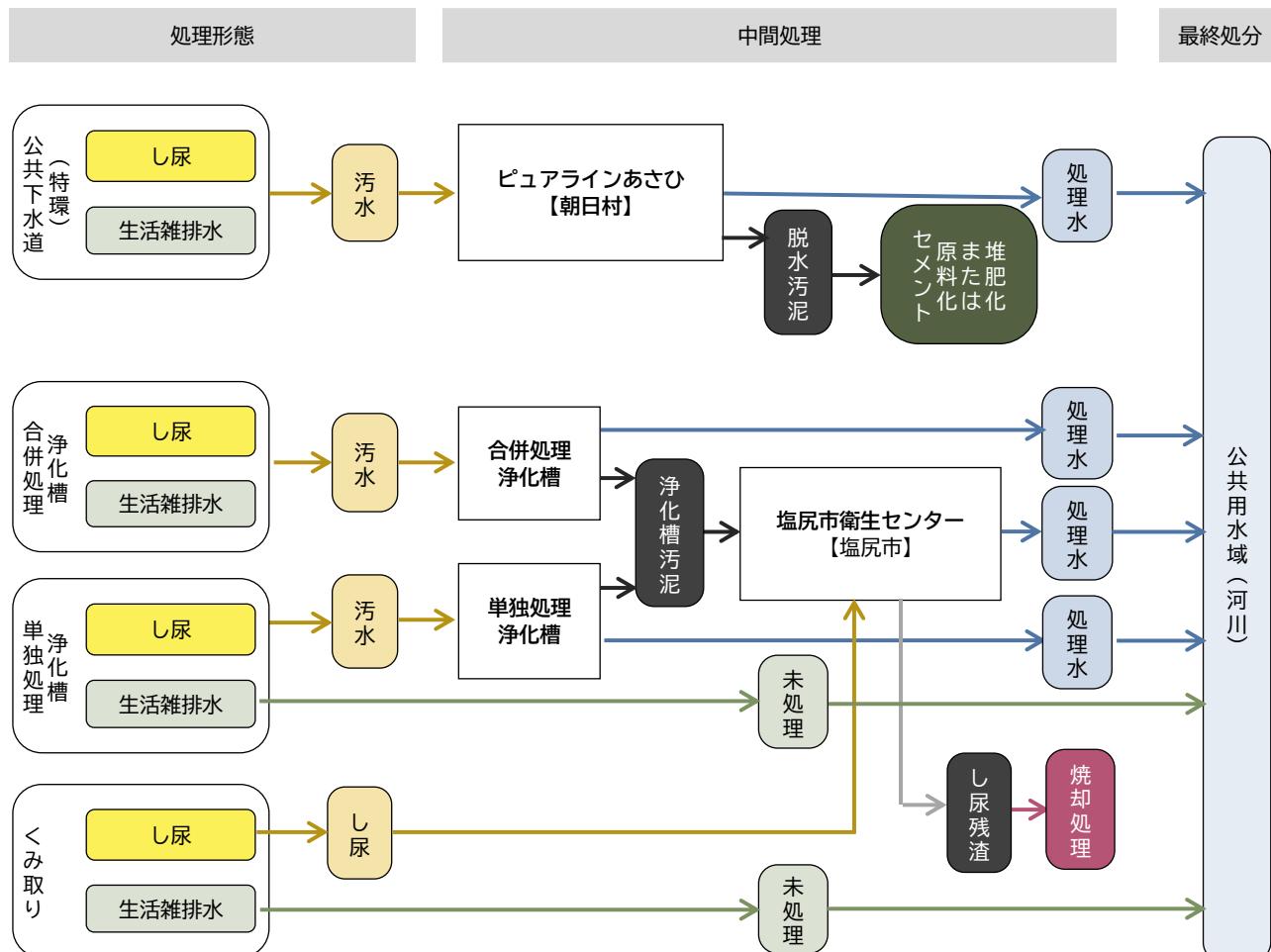


図3－1－1 生活排水処理フロー

2 処理主体

処理施設ごとの処理主体は、公共下水道は村、合併処理浄化槽は設置者（個人等）、し尿処理施設は塩尻市が担っています。

表3－1－1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
公共下水道（特定環境保全公共下水道）	し尿、生活雑排水	朝日村
浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
し尿処理施設（塩尻市衛生センター）	し尿、浄化槽汚泥	塩尻市

3 生活排水処理形態別人口

本村では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を利用する人口は年々減少しています。令和3年度には生活排水処理率が99%に達し、その後も下水道・合併処理浄化槽の普及により処理率は向上しています。

表3－1－2 生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	4,506	4,424	4,332	4,319	4,282
水洗化・生活雑排水処理人口	4,444	4,379	4,291	4,283	4,250
公共下水道人口	4,429	4,361	4,274	4,266	4,234
合併処理浄化槽人口	15	18	17	17	16
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4	5	2	2	2
非水洗化人口	58	40	39	34	30
し尿くみ取り人口	58	40	39	34	30
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	98.6	99.0	99.1	99.2	99.3

注1) 各年度10月1日現在。

注2) 生活排水処理率 (%) = 水洗化・生活雑排水処理人口 (人) / 総人口 (人)

水洗化・生活雑排水処理人口 = 公共下水道人口 (人) + 合併処理浄化槽人口 (人)

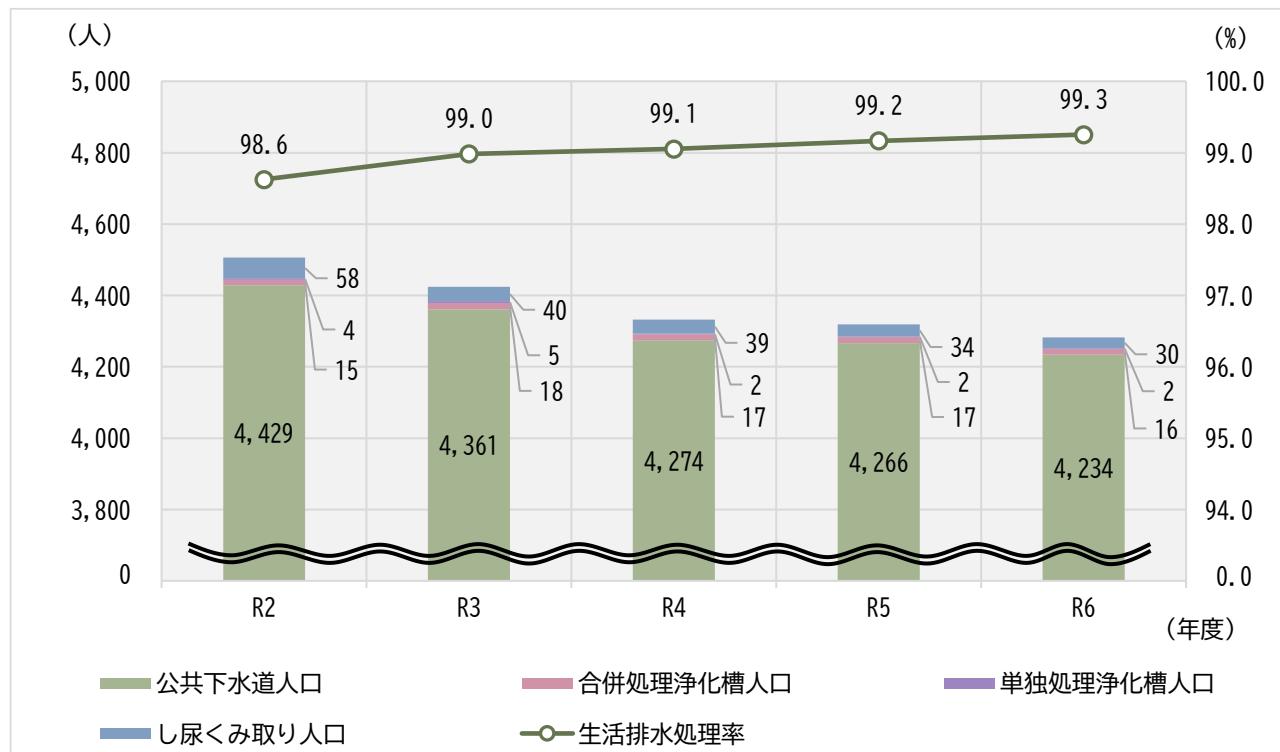


図3－1－2 生活排水処理形態別人口の推移

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

(1) 収集運搬体制

し尿のくみ取り及び浄化槽汚泥の収集については、民間収集業者に委託して実施しています。

(2) 処理手数料

令和5年4月には、塩尻市衛生センターの受入料金改定に伴い、本村の処理手数料も 10L当たり 150 円から 190 円へ改定しました。

表3－1－3 くみ取り手数料

項目	処理手数料
し尿収集運搬及び処理手数料	190 円／10L

5 施設の概要

(1) 公共下水道

本村の下水道は特定環境保全公共下水道として整備され、事業はすでに完了しています。村内の農業集落排水施設はすべて廃止し、下水道へ統合済みです。

終末処理は平成8年3月から「ピュアラインあさひ」で実施しています。発生汚泥はセメント原料として県外搬出されるほか、県内堆肥化施設で堆肥化し農地へ還元しています。

表3－1－4 下水道終末処理場の概要

名称	ピュアラインあさひ
管理運営	朝日村
事業種別	特定環境保全公共下水道
供用開始	平成8年3月
所在地	朝日村大字小野沢 857 番地
計画処理人口	3,900 人
処理方式	オキシデーションディッチ法
処理能力	1,980m ³ /日

(2) し尿処理施設

本村のし尿及び浄化槽汚泥は、塩尻市所管の「塩尻市衛生センター」で処理しています。同センターは平成19年4月に好気処理方式から下水道放流方式へ変更し、令和3年4月～令和6年3月にかけて基幹改良を実施し、施設の延命化が図られました。

表3－1－5 し尿処理施設の概要

名称	塩尻市衛生センター
管理運営	塩尻市
竣工年月	昭和60年3月
所在地	塩尻市大字広丘郷原7番地1
処理方式	除渣・希釀後、下水道放流
処理能力	28.3kL/日

6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本村では浄化槽利用人口及びくみ取り人口は全体として減少傾向にあります。令和2年度～令和4年度は処理量も減少しましたが、令和5年度以降はやや増加に転じています。ただし、浄化槽利用世帯・汲み取り世帯は村全体の中で非常に少ない状況となっています。

なお、令和6年度においてし尿量が増加した要因としては、事業者が一時的に設置した仮設トイレからの収集量が増えたことが影響しています。

表3－1－6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合併処理浄化槽人口	人	15	18	17	17	16
単独処理浄化槽人口	人	4	5	2	2	2
し尿くみ取り人口	人	58	40	39	34	30
し尿原単位	L/人・日	3.21	3.97	3.16	3.54	5.30
浄化槽汚泥原単位	L/人・日	5.91	2.98	1.59	2.16	4.11
し尿量等合計	kL	109	83	56	59	85
し尿量	kL	68	58	45	44	58
浄化槽汚泥量	kL	41	25	11	15	27

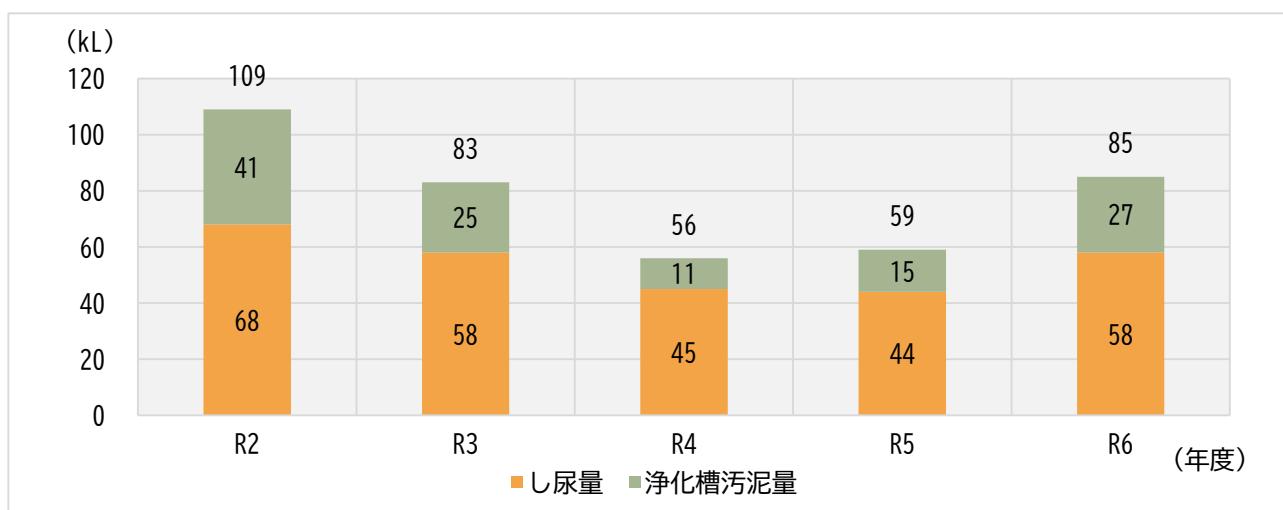


図3－1－2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2節 生活排水処理に係る経費

し尿処理に係る経費は、これまで概ね年間70万円前後で推移し、令和6年度の処理経費は71万円となっています。これは、処理量1kL当たり約8,365円、住民1人当たりでは年間166円に相当します。

なお、令和5年度の処理経費は87万円と他年度より高い水準となりましたが、これは処理単価が他年度と比べて高かったことによるものです。処理量の大幅な増減ではなく、料金体系の影響で経費が増えた年度となっています。

表3－1－7 し尿処理経費の推移

単位：千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理経費	692	679	636	871	711

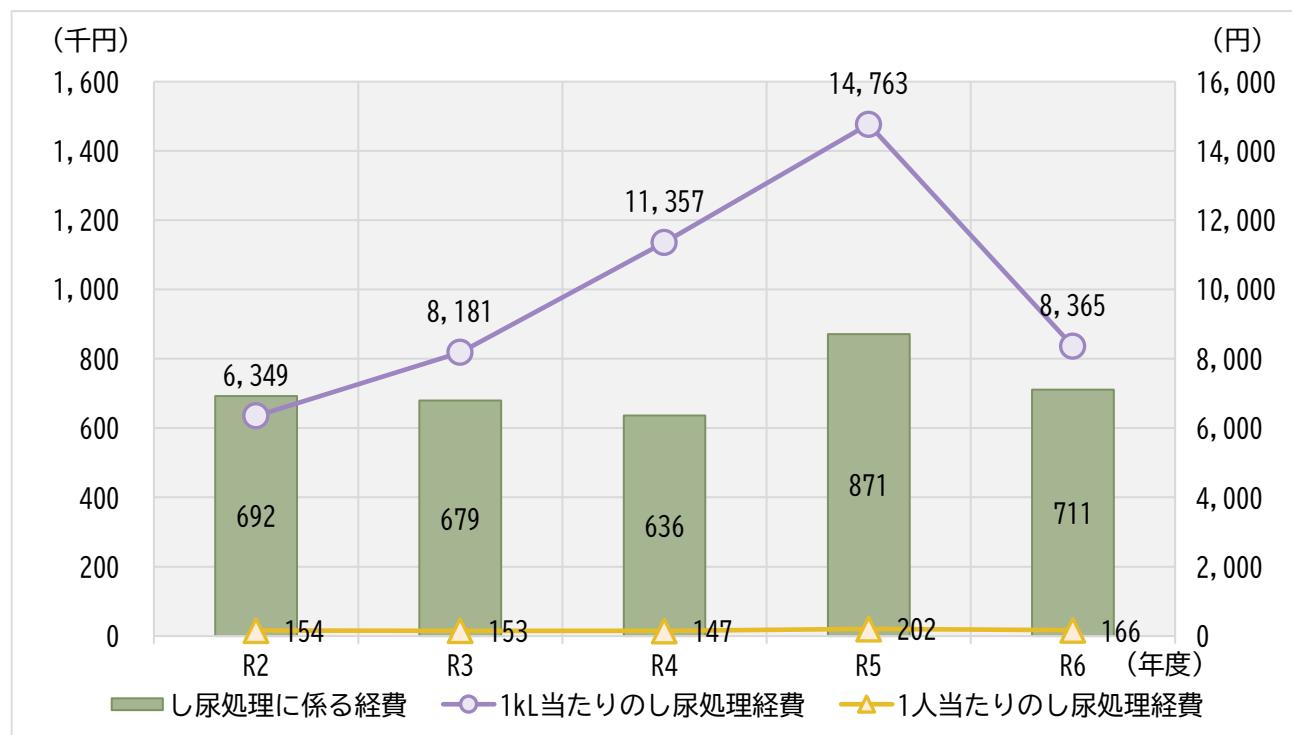


図3－1－3 し尿処理経費の推移

第3節 生活排水処理に関する課題の抽出

1 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域内では、各家庭が排水設備を公共下水道に接続する工事を行う必要があります。しかし、下水道整備後もなお未接続の家庭が一部残っており、未処理の生活排水が流出するおそれがあります。そのため、村では未接続世帯への周知と接続促進を継続的に進めていく必要があります。

2 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換

下水道処理区域外では、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。しかし、依然として単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している家庭・事業者が存在します。これらの施設では生活雑排水を処理できないため、合併処理浄化槽への転換が水質保全上の重要な課題となっています。村では、管理者に対し転換の必要性を丁寧に周知し、整備の促進を図っていきます。

3 処理槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽を適切に機能させるためには、保守点検・清掃・法定検査を確実に実施することが不可欠です。しかし、維持管理の実施率にはバラつきがあり、適正管理の徹底が課題となっています。村では、管理者への啓発や指導を強化し、処理槽の適正管理の徹底を図る必要があります。

4 処理体制の効率化

人口減少や高齢化により、下水道の処理水量や料金収入の減少が見込まれることから、将来的には施設運営の効率化や経費削減が求められます。本村で発生するし尿及び処理槽汚泥については、現在、塩尻市衛生センターで処理していますが、今後の広域的な連携やピュアラインあさひ（下水道）への受け入れ可能性の検討など、持続可能な処理体制の検討も必要です。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本理念と基本方針

1 生活排水処理の基本理念

本計画の基本理念は、第4次環境基本計画の「豊かな自然と共生し、将来世代に良い環境を残す」という理念を踏まえて策定しました。

生活排水の適切な処理は、水環境の保全だけでなく、地域の自然と暮らしを守る基盤です。自然環境に負荷をかけない排水処理を進め、健全な水循環を維持することで、持続可能な生活環境の実現を目指します。

【基本理念】

自然と共生し、健全な水循環を守る持続可能な生活排水処理を実現する

2 生活排水処理の基本方針

生活排水の適正な処理は、水環境の保全と快適な生活環境の維持に不可欠です。本村ではこれまで、公共下水道の整備を進めてきており、現在は整備済み区域における施設の老朽化対策や、効率的な維持管理が主要な課題となっています。また、し尿処理は隣接市に委託しており、同市の処理施設は基幹的設備改良を終えたところで、処理の安定性が確保されています。合併処理浄化槽についても、地域の実情に応じた普及と適切な維持管理が重要です。

一方、生活排水の水質負荷を低減するためには、施設整備だけでなく、家庭や事業所での生ごみの流し込み抑制、油の流出防止、浄化槽の適正管理など、一人ひとりの理解と協力が欠かせません。

こうした状況を踏まえ、本村では「生活排水対策の推進」「持続可能な生活排水処理体制の確保」「下水道等の適正維持管理」の3つを基本方針とし、住民・事業所・行政が連携しながら水環境の保全に取り組んでいきます。

【基本方針】

基本方針1 排水処理施設の適切な維持管理と計画的な更新

効率的で信頼性の高い排水処理を維持するため、計画的な点検・修繕・更新を行い、村民が安心して利用できる処理基盤を確保します。

基本方針2 下水道への接続促進と排水処理の確実な実施

99%を超える水洗化を確実なものとし、残る未接続世帯の接続促進を図るとともに、適正な排水処理の重要性について周知を進めます。

基本方針3 区域外での合併処理浄化槽の適切な整備・運用

下水道処理区域外では、合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進し、単独処理浄化槽や汲み取りからの移行を進め、地域全体の水質保全につなげます。

第2節 数値目標

1 数値目標の設定

本計画では、目標年度である令和12年度及び最終年度の令和17年度について、達成すべき数値目標を設定します。これらの目標は、本計画に位置づける施策への着実な取組により実現を目指します。

【数値目標】

①単独処理浄化槽人口

1人（令和12年度）

0人（令和17年度）

②し尿くみ取り人口

20人（令和12年度）

15人（令和17年度）

第2節 生活排水処理形態別人口、し尿等処理量の見込み

1 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。

表3－2－1 生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

項目	実績値		推計値	
	令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度
計画処理区域内人口	4,506	4,282	4,094	3,968
水洗化・生活雑排水処理人口	4,444	4,250	4,073	3,953
公共下水道人口	4,429	4,234	4,057	3,938
合併処理浄化槽人口	15	16	16	15
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4	2	1	0
非水洗化人口	58	30	20	15
し尿くみ取り人口	58	30	20	15
自家処理人口	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	98.6	99.3	99.5	99.6

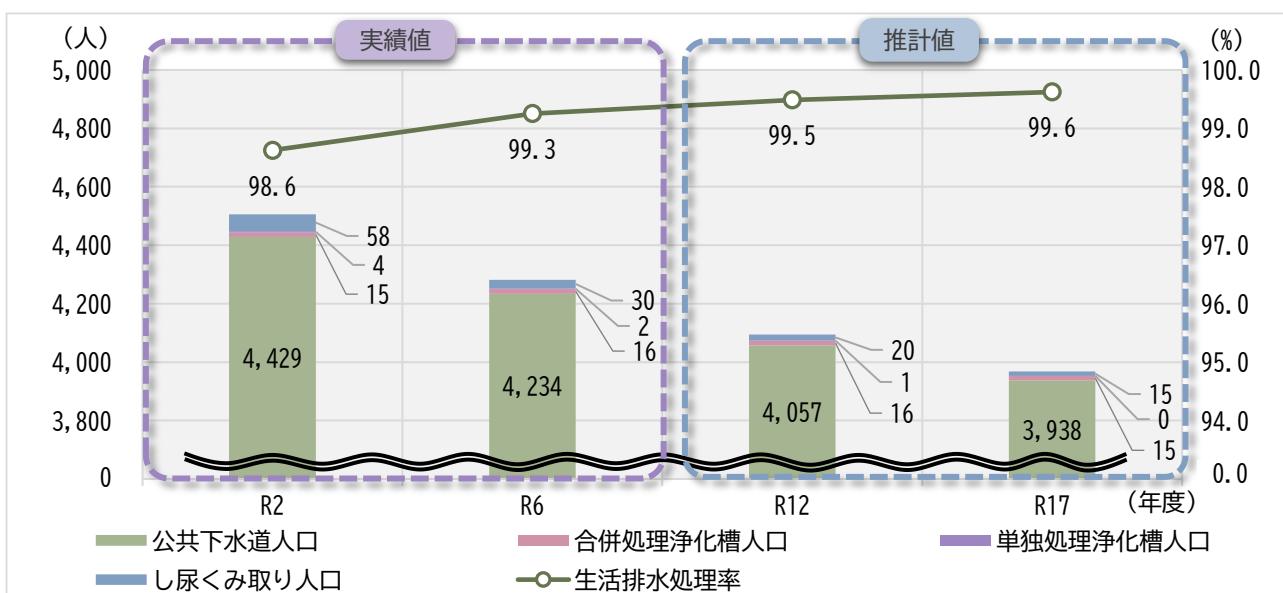


図3-2-1 生活排水処理形態別人口の見込み

2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みは、以下のとおりです。

表3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

項目	単位	実績値		推計値	
		令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度
合併処理浄化槽人口	人	15	16	16	15
単独処理浄化槽人口	人	4	2	1	0
し尿くみ取り人口	人	58	30	20	15
し尿原単位	L/人・日	3.21	5.30	3.84	3.84
浄化槽汚泥原単位	L/人・日	5.91	4.11	3.58	3.70
し尿量等合計	kL	109	85	50	41
し尿量	kL	68	58	28	21
浄化槽汚泥量	kL	41	27	22	20

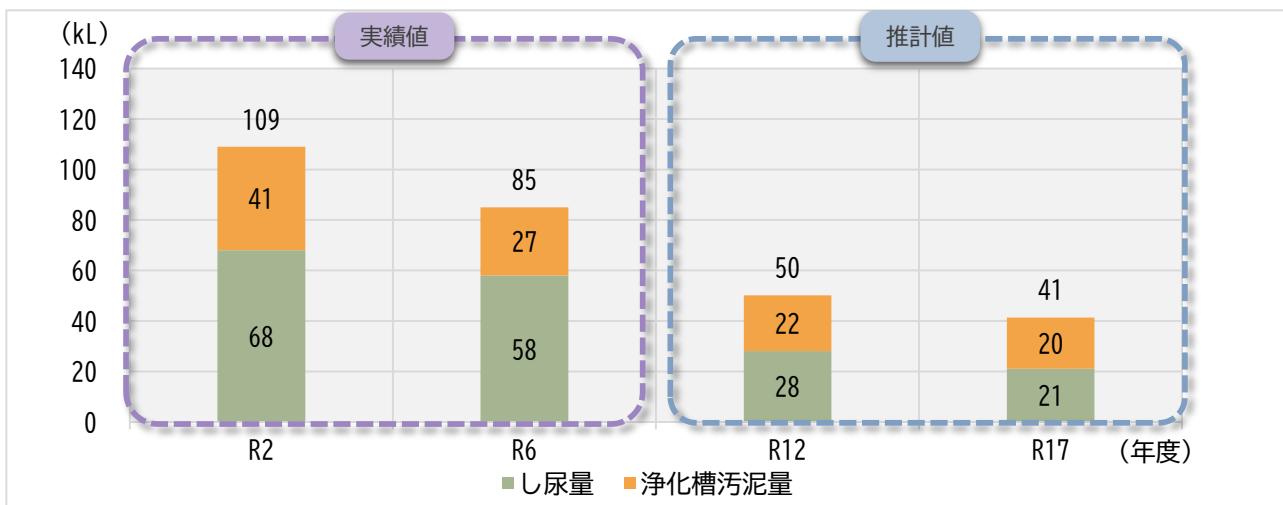


図3-2-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

第3節 生活排水処理の基本施策

基本方針1 排水処理施設の適切な維持管理と計画的な更新

施策1－1 公共下水道施設の計画的な維持管理・更新の推進

公共下水道施設について、老朽化状況や使用状況を踏まえ、計画的な点検・修繕・更新を行います。効率的な運転管理と適正な水質管理により、安定した処理機能の確保に努めます。また、電気・機械設備の省エネ化や長寿命化にも配慮し、持続可能な運営体制を維持します。

施策1－2 し尿及び浄化槽汚泥処理の安定確保

本村のし尿及び浄化槽汚泥は塩尻市衛生センターに委託して処理しています。引き続き同施設との連携を図り、安定した処理体制を確保します。また、将来的な処理量の変動や施設更新状況を踏まえ、広域連携のあり方や下水道施設（ピュアラインあさひ）への受入の可能性についても検討を進めます。

施策1－3 収集運搬体制の整備

し尿及び浄化槽汚泥は村の委託業者が行っています。将来的に村内全体のし尿等収集量が減少していくことが想定されている中で、適正かつ効率的な収集運搬体制の検討を引き続き進めます。

基本方針2 下水道への接続促進と排水処理の確実な実施

施策2－1 未接続世帯への接続促進

下水道処理区域内で下水道に接続していない世帯に対して、接続の手続きや必要性を丁寧に周知し、接続率の向上を図ります。相談窓口の案内や情報提供を行い、住民の負担感に配慮しつつ、早期接続を促進します。

施策2－2 適正な排水処理に関する啓発の強化

下水道や浄化槽が適切に機能するためには、日常生活における適切な排水が不可欠です。油や生ごみの直接流し込み防止、洗剤の適量使用など、家庭での具体的な実践行動をわかりやすく発信し、住民全体の意識向上を図ります。

基本方針3 区域外での合併処理浄化槽の適切な整備

施策3－1 単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換促進

下水道処理区域外で使用されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽について、生活雑排水を処理できないことから、水質保全の観点で合併処理浄化槽への転換を促進します。補助制度等の情報提供を行い、管理者が円滑に転換できるよう支援します。

施策3－2 浄化槽の適正管理の徹底

合併処理浄化槽が本来の性能を発揮するため、保守点検・清掃・法定検査の確実な実施を管理者に促します。履歴の把握や未実施者への丁寧な周知を行い、適正管理の意識向上を図ります。また、管理業者とも連携し、適正管理の徹底に向けた啓発活動を継続します。